

令和6年第5回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和6年12月12日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館 下 憲 一	2番 渡 邊 初 治	3番 菅 原 貴 子
4番 渡 邊 啓 子	5番 斎 藤 信 一	6番 松 本 昇
7番 本 多 保 夫	8番 佐 原 佐百合	9番 鈴 木 康 広
10番 須 藤 軍 蔵	11番 武 田 悅 子	12番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 押 山 正 弘 兼 総 務 課 長
住 民 福 祉 部 長 作 田 純 一	産 業 建 設 部 長 菅 野 昭 裕
政 策 推 進 課 長 鈴 木 真 一	税 务 課 長 菊 地 健
住 民 生 活 課 長 後 藤 隆	健 康 福 祉 課 長 安 田 春 好
产 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環 境 保 全 課 長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 菊 地 美 和 兼 出 納 室 長
教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫	生 涯 学 習 課 長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 員 神 野 藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 斎藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

一般質問者目次

1.	9番	鈴 木 康 広	P.	2 6 ~
2.	10番	須 藤 軍 蔵	P.	3 5 ~
3.	4番	渡 邊 啓 子	P.	4 4 ~
4.	2番	渡 邊 初 治	P.	5 1 ~
5.	1番	館 下 憲 一	P.	5 6 ~
6.	11番	武 田 悅 子	P.	6 7 ~
7.	3番	菅 原 貴 子	P.	8 2 ~

会議の経過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記、牧野敏雄君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告申し上げます。

（午前10時00分）



○議長（押山義則） 本日、傍聴に、遠藤義夫さんほか10名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。



○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



○議長（押山義則） 日程第、一般質問を行います。

9番鈴木康広君より通告がありました「押山村長の4期目の決意は」の質問を許します。9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、「押山村長の4期目の決意は」を伺います。

大玉村は人口が45年連続で増加し、14歳以下の年少人口の比率も県内一高い、これは、人口減少社会、地方の衰退が危惧される現状において、元気な大玉村、未来に希望が持て、住みたい大玉村として、広く知られるところとなっております。

初めに、押山村政の3期11年の思いと、重要政策、現状の課題を順に伺いたいと思います。

最初に、東日本大震災と原発事故の影響により、出口の見えない不安の中で、住宅除染などの負の遺産をいち早く解決するために全力で取り組まれた思いや、望ましい未来のためにほかにない先進的で魅力的な事業を行い、大玉村を全国的にも有名な村を目指されたその思いを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 9番議員さんのご質問にお答えいたします。

まずは、3期11年の思いと重要施策、現状の課題ということですので、それについてお答えをしたいと思います。

まず、平成25年8月24日に村長に就任以来、11年と3か月が過ぎました。就任以来、各種政策に取り組んだのですが、就任直後に取り組んだのは、原発事故による本格的な村内の除染であります。令和4年春までの長期にわたる除染ということで、大変困難な、当初はやはり初めてのことですので、大分混乱をしましたが、おか

げさまで、商工会のほうに除染組合をつくっていただいて、そこからスムーズに除染が進んだという経過がございます。そして、令和4年春には無事に収束宣言をすることができました。そして、原発事故から13年以上が経過をしておりますが、まだ復興、いろいろ作物とか畜産の関係とかで風評被害は残っておりますので、それについてしっかりと今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

また、その後、富岡町の皆さん大玉村に避難されましたので、その方々が住まわれる富岡町を中心とした災害公営住宅を59戸建設しまして、今も公営住宅のほうで過ごしていただいているという状況でございます。

それから、その当時、原発の再生の加速交付金とか子ども元気復活交付金とか、いろいろな交付金がございましたので、そういうものを活用しながらインフラ整備も含めて、屋内運動場も整備をさせていただきました。外じゃなくて、室内で子どもたちとか村民の方が運動して過ごすということで、これは国の全額補助で、改善センターの脇に建設をさせていただきましたが、それをはじめとして各種事業、事務事業についてはその復興資金を活用させていただいて進めてきたところでございます。

それから、就任してすぐに取り組んだのが、ふるさと納税の5割返礼でございます。その当時はまだ全国的にも数少ないものでしたので、大玉村、5割返礼をいち早く取り入れて、これは福島県で一番最初に5割返礼をさせていただいて、その後、県内順次、増えてきたという経過がございます。

ふるさと納税については、残念ながら大きく伸びるということは現時点ではありませんが、中学生の台湾交流等にその基金を活用させていただいているところでございます。

それから、直売所の再整備、これにつきましても、国の再生交付金を活用して、現在の直売所を建設させていただきました。旧直売所については、お食事処たまちゃんということで整備をさせていただいて、ただ、収益施設の、お金を頂いてサービスを提供する施設というものの自治体による経営というのは限界がございますので、これらを運営するために村民の皆様から出資をさせていただいて、村づくり株式会社を設立して、現在も指定管理ということでやっていただいております。年間売上げについては、直売所とたまちゃん合わせて3億円の売上げがございます。直売所が今年は2億5,000万円を超すだろうということです。たまちゃんのほうも5,000万円を超す売上げがございますので、あそこが大玉村にとっては結節点、大玉の内と外を結ぶプラットフォームとしての大きな機能を果たしていただいているというふうに感じております。

また、アットホームおおたまについても指定管理でお願いをしているわけですが、これについては全国的な傾向ですが、サービス業の人員がもう確保できないということで、閉じるしかないんじゃないかというぐらいまでの状況でございましたが、それについては何とか大玉の保養施設として継続をしていきたいということで、業務は宿泊を取りやめ、そして、宴会等については7月からは一旦休みましたが、11月、12月について、日中の宴会を復活し、1月からは夜も仕出しによる懇親会、宴会を

再開するという運びでございます。これにつきましては、アットホームおおたまは大幅な赤字でございました。かなり村の財政に負担をかけるような赤字になってきておりましたので、そのままの形態で営業を続ければ続けるほど赤字幅が拡大するというような状況で、それをどうするかということでコンサルにかけておりましたが、やはり赤字解消は難しい、大幅なものになるだろうということもありますて、ただ、それを閉じるという選択はしなかったということですが、福島県内の各自治体で設置している同様の施設については、ほとんどが廃業している状況でございます。継続しているのは大玉と、あと1か所、2か所しかないということで、かなりこういう自治体が行う収益施設の同様の運営については非常に限界があるというようなことでございますが、工夫しながら、これは継続していって、少しずつでもサービスを拡大しながらやっていきたいと考えております。利用者ですが、6割とか7割が村外の方ですね。やっぱり村内の方々の利用が非常に少なかったということも現実にはございます。ですから、ぜひこれを契機にして、村民の皆さんアットホームおおたまの利用をお願いしたいなど、それだけのサービスもしっかりとやっていくように会社のほうにもお願いしたいなというふうに感じております。

また、持続可能な農業支援ということで、今の機械が壊れたらもう農業をやめるんだという方が、我就任当時から、かなりのそういう話がありまして、専業農家以外の兼業農家の方々は特にそういう傾向がありましたので、大玉村の農業は基幹産業ですので、農業を守ることイコール大玉村の財産である景観を守ることにも結びつきますので、これについては機械の購入補助をさせていただいて、かなりの台数が新規に導入されたということでございます。

農業を取り巻く課題、これは、後継者不足、それから耕作放棄地、遊休農地の増大、それからあと新しい農業に取り組むためのハードルの高さ等々を含めるとかなりの課題がございますので、これらを少しでも解決しなければいけないということで、農業振興公社を立ち上げさせていただいて、3年目になりますかね、乾田直播をやったり、いろいろと新たな農業に取り組んだりもしながらスタートしておりますので、これからは農業用地の集積等をしっかりと進めながら農業の課題について取り組んでいただきたいなど。畜産についても同様の取組をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、公共交通の手段としての、特に高齢者を中心とした交通の手段ということで、デマンドタクシーを運行させていただきました。これは当初1台から2台の運行ということで、ただ、課題として、時間割だったり、なかなか思うように使えないというようなご意見がございましたので、A Iを使った運行に取組をして、12月17日から新たにA Iを使った運行を開始する予定であります。取りあえず、当初は試行ということで、運行しながら改善点を探っていくということで、今これから取り組むということです。

それから、大山地区について、通勤・通学バスがないということもありますので、職員が何回か実際にそこを走っていろいろと検証しておりますが、これについても、実証試験運行になりますが、来年度の試験運行について、今準備に入っているところ

でございます。

それから、早期の幼児教育の充実のために、2年保育だった幼稚園を3年保育にさせていただきました。保育所が0歳から3歳までで待機児童が大変多く出たということもございまして、あわせてその解消も含めて、3歳児を全て幼稚園のほうに入っていただいたということで、これについても待機児童の、今も若干存在はしますが、解消に大きく貢献したと。そして3年保育にすることによって、子どもたちの学びが、幼児教育の学びが進むという、そういう先進事例の実証もございますので、その効果は現れてきているのではないかというふうに感じております。

それから、子育て支援の一環として保育料の無償化を、完全無償化を実施させていただきました。完全というのは、給食費も含めての保育料の無償化ということをさせていただきました。ただ、この場合には、職員が、ほとんどが臨時職員と言われている会計年度任用職員ですので、1年1年ということで、身分は非常に不安定だと。これの40人以上いる保育士さんがほとんどそういう状況、役場からは六、七名の職員を派遣していると。これを職員で採用しますと、40人のうち10人を職員にすると、役場職員を10名減らさなきやならないと、定数条例がありますので。これはとてもできることではありませんので、その解決策も含めて、公私連携型という形で社会福祉協議会のほうに保育所運営を移管いたしました。これによって、正規の職員にするための試験を行って、希望した方全員試験が通りまして、社会福祉協議会の正規の職員になりましたので、これは勤務条件が大幅に、給料も上がりまし、条件が改善されましたので、これによって、保育士の確保とそれから子どもたちの保育環境の充実に効くことができたんではないかというふうに感じております。これからも大玉村の宝の子どもたちの教育、保育環境は整備をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、中学校体育館の改築等、それから保育所、幼稚園、小学校などの芝生化を行いました。管理が大変ですので、スプリンクラーを入れた芝生化を実施いたしまして、これは、暑さ対策のために原発事故後に整備したエアコンと併せて、芝生も学校に対する反射熱の抑制につながると。それから運動等の快適性も含めて、かなり大玉にとってはこれは、子どもたちにとって有効ではないかというふうに考えております。

それから、中学生の国際感覚の醸成のために、台湾・桃園市の大竹國民中学との姉妹校締結を行い、毎年相互訪問を行っております。これは、今年の12月24日に44名の中学生が台湾の大竹國民中学を訪問し、2泊のホームステイを行うということになっておりますので、これは中学生時代のそういう海外渡航、そういう交流経験というのは子どもたちにとっての大きな糧になるだろうというふうに期待をしているところです。そして、台湾の桃園、大竹國民中学からも大玉村のほうに来ていただいて、ホームステイをしていただくと、こういうことになります。

それからあと、茨城県の茨城町、美浦村との友好交流都市締結をさせていただきました。これについては、議会の交流等も行っていますし、毎年夏まつりとか、相手方

の物産展等にも出品をするなど交際の交流を続けておりますので、今後も交流を深めてまいりたいと考えております。

それから、かねてマチュピチュ村をつくった日本人の野内与吉さんの関係でオファーがありましたマチュピチュ村との友好都市協定を2015年に締結させていただきました。今年の11月22日に10周年、10回が過ぎましたので、式典をさせていただいて、ペルー大使等に来ていただいて、厳かに、しかも盛大に式典をさせていただきました。来年度については10周年という、実質的に10周年になりますので、野内与吉さんの顕彰プレートを、実行委員会を結成され、今準備に入って、クラウドファンディングとか、寄附を募っている状況でございますので、このプレートができれば来年設置をして、そして10月26日に、大玉村のほうから訪問団を結成して、マチュピチュ村でプレートの除幕式をやりたいというふうに考えております。これについては今日朝9時から、マチュピチュ村の村長とZoomで30分ほど会談をさせていただきました。本当に地球の裏側なのにこうやって普通にしゃべっているように、タイムラグがほとんどなくて、普通に会話ができるということもかなりICTの発達というのはすごいなというふうに感じながらお話をさせていただきましたが、プレートの設置は、広場または多くの人が通る道路脇とか、それについては村の希望するところについていいですよと、協力してつけますというお話をいただいたのと、来年の10月26日にプレートの除幕式を行うということについてもあちらと協議をしたところでございます。これからもこの交流は深めていきたいなと考えております。

マチュピチュ村との交流というのは、大玉村にとっては村内外に大きなアピールをする、本当に重要な財産だというふうに考えております。これからも交流を深めてまいりたいというように考えております。

それから、失われれば二度と復活のできない日本の原風景、文化、伝統などの保全維持、活用を目的とした「日本で最も美しい村」連合へ加盟を認められ、村づくりの指針を得ることができたということでございます。これは、全国に「日本で最も美しい村」連合の加盟がございますが、それぞれしっかりと大玉村に当てはめて、村の景観を守ったり、文化を守ったり、コミュニティーを守ったり、そういうものを進める上で大きな指針になると、それを指針にして村づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。これも来年が10周年になりますので、記念行事を進めてまいりたいなというふうに考えております。

それから、就任7年目に、これは避けて通れない、本当にコロナウイルス感染症が20年、21、22と、本当にまるっと3年、その後も23年も同じような影響はずつと続いたわけですが、実質的には4年間、3年プラス1年、4年間がそのコロナウイルス対応ということで、非常に困難な時期だったというふうに考えておりますが、このときは国の臨時交付金が来ましたので、その臨時交付金を活用して、大玉村に必要なインフラ整備であったり、事務事業に充てることができました。スクールバスを購入したり、デマンドタクシーを1台購入したりということで、それから農業、商業、工業等の皆様に対する助成、収入の減に対する助成等もこの中で行わせていただきま

した。これがあつて何とか、大変な中でも関係皆さんが苦労しながら乗り越えることができたのかなというふうにも感じております。これについては、コロナウイルスというのは我々にとっては本当にインフルエンザと違つて、命の危険もあるような、未曾有の、経験のないものでしたので、村民の皆さん的生活、それから経済面にとっても筆舌に尽くし難い困難な状況だったと思いますが、これについては対応した職員も含め、本当にこれをしっかりと乗り切つていただいたということで、改めて感謝を申し上げたいというふうに感じております。

それから、人口増加対策の一環として、宅地造成業者に対する助成は従来から行ってまいりましたが、加えて、村外から転入をした方、条件はありますが、そういう方に対する、今度は転入した方に対する助成というものをさせていただきました。そして、村内の3世代で建築する住宅にも補助を差し上げたり、いろいろと人口増加対策を進めさせていただきました。

それからあと、再生可能エネルギーの有効利用、これは家庭用ソーラーパネル及び蓄電池、また、まきストーブへの補助を行っております。大規模太陽光発電施設の設置については、将来の廃棄責任の所在、廃棄するときに、それを廃棄する事業者が存在しない場合があると。特に中小の場合には、廃棄しないでそのまま会社がなくなってしまうという危惧も、今までいろんな同様の場合に、始末するときにその会社がないということは大玉村も多く経験をしておりますので、そういうことで、将来の廃棄責任の所在が不明確だということと、災害が起きたときの対応、全国で災害が起きたときにパネルが崩れたり飛んだりしております。それに対する対応がなされていないというようなことも数々見受けられますので、そういう災害時の対応、それから景観を一番重視する大玉にとって、景観に対する阻害等について数々の懸念があるために、大規模太陽光発電施設に対する実質的な規制条例をつくらせていただきました。今かなり、福島県内でも、全国でも、この景観に対するもの等で規制をするという動きが出てまいっております。そういうことで先駆けて条例をつくらせていただきました。

それから、障害者が生きづらさを感じる社会であります。皆さんも感じると思いますが、生活の中で障害者が同じように共生して、生活しているというふうには多分感じられないんじやないかと。一番感じているのは障害者本人です。生きづらさ、これをやはり大玉の中で、障害の有無にかかわらず、共に生きる共生社会の実現、これを大玉村の中で実現をしていきたいということで、障害者の支援する条例をつくらせていただきました。そして、人に優しい、そして障害者の生きづらさを感じないで一緒に生活できるような村づくりを皆さんと一緒に進めてまいりたいということで、各種事業に取り組んでいきたいというふうに感じております。

人工内耳も大変高額な切替えがあつたり、そういうものに対する補助とか、それから手話通訳者の派遣とか、そういう整備も行っております。

また、災害公営住宅の上にある仮設住宅の跡地に、再エネアグリパークという事業を計画しております。これは、再生可能エネルギーのミニパークを造つて、そこで子どもたちにも再生エネルギーってこういうものがあるんだよと。我々は決して再生エ

エネルギーに反対しているわけではありませんので、そういうことで、再生エネルギーに対する理解を深めるためのそういうものを製作したいと。そのエネルギーを使って、販売するんではなくて、そのエネルギーを使ってハウスをつくって、そのハウスの熱源に使いたいということで、そこでは先ほど言いましたように、障害者がそこで働く体系をつくると。ですから、働く場の、そこで給料をもらって生活するというほどの大がかりなものではありませんが、そこで働くことのスキルを身につけて、農家のほうの手伝いに行ったり、今度、そういう施設を、そこは成功すれば、村内にそういう働く場を改めて設置して、障害者の雇用できるような方法を検討するということを目標として、これは、農業と福祉の連携ということで、農福連携というふうに言われているわけですが、その実践の場として進めてまいりたいというふうに考えております。

その他、いっぱい、その事業というか、重点事業がございますが、時間の関係もございますので、大きなものだけ、概要だけお話をさせていただきました。そういうことは村づくりに対する思いと、それから農業等に対する課題ということに、答弁にさせていただきます。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

今、話を聞きまして、私は、押山村長が村長になってから原発事故、交渉の中、いろいろ難しい思いをしながら、その思いが一つ一つ解決されて、今挙げられたそれぞれの事業全て、当然議会に諮り、議会の中で内容のほうを把握、議論し、実施されてきました。この全ての事業が今の大玉村をつくっているということを頭の中に一つ一つ聞きながら思っていたところです。原発事故と、あとコロナ感染症、この2つは、全く予期しないような問題、これがあっても今の大玉村へのしっかりした道筋ができたのは、押山村長の大きな力でないかと、今感じながら聞いていました。

今言ったとおり、この全ての事業が大切ではあるんですが、この中で特に重要なと、村民の方に、ここは頑張った、もしくは一緒に動いてほしいとかというものがあれば、もし伺えればと思います。

今の中で、押山村長の気持ちの中で、特にこれが、要するに、大変だとか、重要なと、もしくは地域の方にここをもっともっと理解してもらう必要があるとかということについて、もしあれば。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 今述べたものはもう、コロナ等、取りあえずは、完全終息ではありませんが、収束したもの除去全てのものが、障害者の関係も含めて、村民の皆様にご理解いただきながら、これからも継続していく事業を主に話をさせていただきましたので、ほとんどがそれに該当するというふうに感じております。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

では、2つ目の質問に移りたいと思います。

豊かな未来には重要施策の継続が必要で、私にとっては未来の希望とも考えるスマートインター設置事業もここ数年が大切な時期を迎えると考えています。

押山村長の今後の方針、4期目に向けた決意を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11年間を振り返ったり、これからまた10年、20年後を見通してということなので、時間が、長時間になって大変申し訳ございませんが、思いは一応、できればお伝えをしたいということで、時間をいただきたいと思います。

まずは村長4期目に対してのご質問ですが、先日、後援会のほうから、4期目の出馬の要請をいただきました。その段階で、いろいろと考えさせていただきましたが、基本的には住んでいる人が、大玉村に住んでよかったですと感じる、満足していただけると、それが村政の最大の目標だというふうに感じております。その結果が、人が増え、子どもが増え、いい方向に向かっていくだろうというふうに感じております。

現時点の大玉村の状況は、先ほど9番議員さんが言われたように、人口の維持、それから福島県内でも人口数値はほとんどトップクラスということではございますが、日本、福島県、地域も全て減少傾向にある中で、大玉村だけがこれからも人口を増加する、もしくは同じく横ばいに行くということは、これはまず不可能だというふうに感じております。その中で、いかにすれば長期にわたって各種の人口の維持ができるのかということも考えております。人は活力の源という考え方でいきますと、やはり今後も減少は最少にとどめなければならないなというふうに考えております。そして、将来の対策として、現在村はそういうふうに人口を維持し、ある程度村外からも評価されるような状況にありますが、今後、今まで将来を考えたときに、村の産業構造というには限界があるというふうに考えております。新たな財源なり新たな施策の必要性を強く感じているところでございます。

その中で課題となるのが、広域公共交通のインフラによる交通利便性の向上、これ各種アンケートを取りますと必ず出てきます。これ、駅をつくってほしいということも含めてですが、駅はJRと話合いをした結果、門前払いです。今の段階では不可能ですと言われております。

それから、新たな財源と雇用機会の創出と拡大というものが必要になってくる、そのためには企業誘致を推進しなければいけない。そういうものを総合的に勘案したときに、スマートインターチェンジというのは最も有効な手段であろうということに至りました。そして、令和3年より国東北整備局とかネクスコの仙台支社とか、それから福島県も含め、各団体からのご支援をいただきながら、資料づくりに取り組んでまいりました。今年の9月に国の直轄調査の箇所づけをいただきましたので、この箇所づけの後の事業化に向けて、今準備を進めているところでございます。大変うれしいのは、専門職のいないこの小さな村で、これだけの資料、緻密なしかも実効性のある計画を、整合性の取れた計画をつくったと、こういうことができるんだということは全国的にもモデルケースになるだろうということで、職員を国ほうで褒めていただ

きました。これは、役場職員全員に対する褒美だというふうに思っておりますので、これについては大変誇りに思って、うれしく思ったところでございます。これからもしっかりと事業化に向けて資料を作っていくようにお願いをしたいなというふうに感じております。

これに併せて、都市計画マスタープラン関連で、立地適正化計画というものを、2年かけて作成が行われました。これによって、かねて計画をしていた子育て支援の施設づくり、子育て支援センター、これは幾ら探しても補助金がないということで、できなくてずっと先送りしてきました。ところが、この立地適正化計画をつくることによって、子育て支援センター、大山公民館の老朽化したものの代わりの交流施設を、複合施設を、国土交通省の補助金で建設することが可能ということになりました。ですから、財源の見通しがつきましたので、今年度末に国に対して補助金申請を行い、決定されれば、早ければ来年度から設計業務とか事業に着手したいと。これは本当に就任当時から、どうしても大玉の子育て支援にとっての中心となる施設が欲しいということでおりましたので、これが実現できる可能性が出てまいりました。

それから、将来、直売所をはじめとする産業振興センターというふうに言うわけですけれども、利用して、交流人口の拡大、農業振興、観光農業の推進、村のさらなる結節点としてのプラットフォームの拡充等を検討したときに、これもやはりなかなか財源の確保というのがあります、これを今度、立地適正化計画に、時間はかかりますが編入する、繰り入れることによって補助の道が開けますので、これについても繰り入れについての前の前条件がいろいろありますので、それについて取り組んでまいりたいというふうに考えております。これを拡大整備する。ただ、施設を大きくするとランニングコストの関係もありますので、観光農業とか、経費のかからない、設置経費はかかりますが、その後のランニングコストのかからない、できれば収入に結びつくような施設を検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、今いろいろ申しました。そういう事業に取り組むためには財源の確保が必要になります。職員にはかねて、事業をする場合には財源を確保してくれというお願いをしてまいりました。これは、財源のないところに事業はないということをずっとその都度お願いをしてきて、これについては職員がしっかりと応えていただいて、いろいろと探して、財源の確保に努めていただいたということがございます。

そして、平成25年に村長に就任してから、財政調整基金、5億幾らから今11億円ですかね、倍以上に積み増しをしておりまますし、基金の名称を庁舎建設基金から公共施設整備基金というふうに変更しましたが、これについても積み増しをして増やしておりますので、大体全ての基金のこの期間の積み増しは、10億円近い積み増しを行ってまいりました。その間は、臨時交付金を活用したり、国の再生復興交付金を活用したりして、できるだけ村費を使わないという事業を展開してまいった結果でもありますので、これについても職員が大変な努力をしながら、節約をしながらやっていただいたということで、こういう結果になったというふうに考えています。

それから、起債、俗に言う借金についても、3億、4億減らしております。これも

逆に言えば、財源の一つになるということに考えております。

これらの自主財源の確保によって、これから取り組むスマートインターチェンジとか、子育て支援センターとか、こういうところに取り組んでいくことが可能になったということでございます。先ほど言ったように、財源のないところに事業はないという考えの下、これを進めてまいります。

それから行政運営に当たっては、村は40億、50億の非常に小さな予算規模ですので、常に財政規律を念頭にしながら、無理をしない財政の健全性の維持を最優先に村政執行に当たってまいりたいと考えています。ただし、これはどうしても不可欠だという工業団地とか、工場誘致とか、後で戻ってきます、そういうものについてはしっかりと起債をしたりして、財源を新たに確保しながら進めていくと、そういう場合も出てまいると思います。

以上、概要、ちょっと長くなつて大変申し訳なかつたんですが、10年、20年後の自立する村づくりのため、現在取り組んでいる事業の継続と今後取り組むべき中長期のビジョンの確立と事業基盤を確固たるものとするため、村民の皆様の支持をいただければ、さらに4年間村長としての責務を務めさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございました。

広い視野と突発的な事態にも対応できる適切な対応力、これがある押山村長と、私も議会の一員として議論を重ね、大玉村の未来をつくっていくことを期待しながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、9番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時といたします。

（午前10時44分）



○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時00分）



○議長（押山義則） 10番須藤軍蔵君より通告がありました「暮らしの安心・安全のために」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 10番須藤軍蔵でございます。さきに通告いたしております質問を行います。

初めに、暮らしの安心安全に関わることについて幾つかお尋ねをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の対策ですが、昨年5月から第5類ということで、一般的の病気ということの中身に変わったわけですが、この間、10月末で県内では、この感染症によって696人が亡くなっています。全国では3万人と言われておりますし、この数は東北では一番多いという状況でありまして、簡単に600人と言

うけれども、病気で亡くなると、コロナで亡くなるということはこれ大変なことで、元気で長生きして、そして天寿を全うしたということであればまだ別としても、やっぱりこれは大変大きな問題だなど。感染対策が、5類になったからもう重要でないんだということではなくて、より徹底した感染症対策というのが今求められているというふうに思うところであります。

そこで、この10月開始されたワクチン接種状況を、これは村内ではどういうような状況になっているか、その状況について把握しているとすればお尋ねしたいと思います。またさらには、このワクチン接種対象者に対してのお知らせといいますか、周知の方法は村としてはどのような方法でやられているか、まずそれぞれのことについてお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

10月から始まりましたコロナのワクチン接種でございますが、10月末現在の数字になりますが、65歳以上の接種者101名ということになってございます。高齢者の約4%というような数字でございます。

また、対象者にどのような周知ということでございますが、10月の接種開始時に村ホームページや村の広報紙、各戸配布文書によりましてお知らせしているところでございます。また、今月お配りしております各戸配布文書と併せまして、11月の末に防災無線により周知を行い、また、今月におきましても防災無線でお知らせするということで、ワクチン接種の勧奨を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 村の状況はそういうことだと。101人ということは極めて、4%ということで低いなという気もしているわけでありますが、いずれにしてもこの65歳以上と、それから60歳から64歳までの心臓や腎臓、あるいは呼吸器等の機能の障害、これがある方については、接種を受ける負担というのは公費で1万3,200円、そして自己負担は1回2,100円だということでありまして、それ以外は大体、若干差はあるんですけれども、1万5,000円ぐらいかかる大変大きな負担もあるわけでありますが、つまり、若い方々と比べれば、やっぱり一定の年齢を重ねると重症化のリスクがあるということで、受けられるようになって警鐘がされていると思うので、さらにコロナウイルスが今様々な形で変異をして進んでいる、しかも、これからインフルエンザの流行期にも入ってくるということになれば、これダブルでなる可能性も指摘されている。さらに、様々な形で現れてくるという心配があるわけでありますし、せっかく助成をして接種を促しているわけでありますから、これは最終的に様々なリスクも接種によってあるわけなので、受ける受けないというのは、やっぱりそれは最終的には責任は個人で持っていたかなければならないんですけれども、それまでに至る、そういう助成をして、やるんですよということありますから、より危険性なり重要性を徹底させる必要があるというふうに思います。

今、部長の答弁では、広報おおたまるいは防災無線でやっているということありますけれども、しかし実態はそれぐらいしか受けていないということですね。それは大変だということであるから、国でも県でも様々な媒体を使って、受けてくださいということで、大きいこれ、民友、民報、様々な新聞で結構大きく出して、いろんなリスク、年寄りはありますよということあります。

部長からお話があった、村の区長文書による配布、これ、医療機関が書いてある。これ小さくないですかね。これ、片っぽですよ、こういうでお知らせして、実際やるのは市町村ですから、様々なんです。市町村、県の私どもも会議次第で、これ村についての勉強をしたんですけども、各自治体ばらばらなんそうです。助成も実施の仕方もお知らせの仕方も。それぞれが判断してやられるのはそれは、それでいいと思うんですけども、これ、インフルエンザについて、あるいは、表側は新型コロナの対策、これ細かくお知らせしているんですけども、医療機関を全部入れなくちゃならないから、これ、あれでないと分からず、お年寄り。特に65歳。だから私としては、できれば一人一人にお知らせできないかということでいるわけなんですけれども、時間、一定程度、3月末まででしたかね、一定の集中的な、その辺はずっと定期的には、それぞれ希望者はあるんですけども、それだから、お正月にも入って、周知できないかもしないけれども、ここにもやっぱりお知らせして、もっと実施といいますか、受ける、インフルエンザもあれも、こっちとこっちと両方できるんだそうですね、聞いてみたら、これが。さくらクリニックで聞いたら。ただ、インフルエンザはすぐできるけれども、コロナについては予約をいただいてということですから、できるだけ早く、今申込みしていかないですかというふうなこともいただきましたが、やっぱりそういうふうなことで、個々に私は接種するというような村としての段取りはないかどうか。できればそのようにしていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、チラシ、防災無線ということで、同居する家族の方からも勧奨していただくという、そういうことも期待できるため、個別通知ではなく、各戸配布の文書に努めていきたいというふうに考えてございます。

なお、議員ご指摘のとおり、チラシの見やすさというものは考慮すべきかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 部長の答弁も、今まで検討してということで、今回はすぱっと、やらないということありますから、それはそれでいいんですけども、やっぱりそうするからには、この10%だという実態も踏まえれば、今後にやる場合、やらないと言っているんだからしようがないけれども、今後やる場合、やっぱり一定程度そういうことも配慮して、正直言って10%ぐらい、村長、10%ではしようがないと思

うんです。最終的な責任は個人ですから、それやったからまた問題起きると、これ村でやれと言ったからだということになると問題なるので、そこはそれこそ家族の方から言ってもらわないといけないけれども、いずれにしても、そういうリスクがあるという大事な問題だから、ここはしっかり受け止めて、今後の取組に生かしていただきたいということだけの要望にとどめます。検討をよろしくお願ひします。

次に、生活支援コーディネーター、横文字でとかなんとかで、支援するとかよく分からぬ中身なんですけれども、要は地域での生活の支え合いということの、そういうことをする方であります。昨年来、これらについても、村にもそういう方々の採用を何回か要望してきたところであります、今年採用をいただきました。10月から、実際には進んできているわけでありますが、これらが取り込まれたということについては敬意を表したいと思います。

そして、せっかくそういうことは採用いただいたわけですから、それを広く村民の方に知っていただく、そして活用いただくということが様々な形での健康あるいは安心・安全な暮らしにもつながっていくんではないかというふうに思うところでありまして、こうした観点から、地域での生活の支えをやる、大玉村では支援推進員というような言葉にもっと言葉を軟らかく、分かりやすくということでいろいろ工夫して決めたようですが、これらについて、議会の方々はもとより、広くやっぱり村民の皆さんにそういうものがあるんだということを含めて知っていただく、あるいは協力いただける、いわゆるキャッチフレーズ的に言われているみんなで支える村づくりの一端としての役割も担っていただくということから、この事業あるいは支援員の業務の概要などについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 10番議員さんにお答えいたします。

今年10月から活動を始めております生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の役割としまして、地域のニーズを掘り起こし、ニーズに合った生活支援サービス等の検討、提供や地域での支え合い活動の推進、支援など、住み慣れた場所で高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、関係機関との協力の下、地域の課題解決に向け取組を進めていくというようなものでございます。

具体的に申しますと、地区のサロン等の参加や高齢者世帯への訪問時の困り事などの聞き取りを行い、現行の福祉サービスの紹介や必要に応じた生活支援サービス等の検討を行ってまいります。

また、今後は、協議体であります百笑元気の会の事務局を担っていただくとともに、有償ボランティアの立ち上げや運営に取り組んでいただく予定ということにしてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 住み慣れた地域で引き続き生活していくような、そういう状況をつくるための一助にするんだということですので、これらの役割は大変重要

だと思うので、それらがあつてこそ、先ほど来、前の質問者にも話ありましたことについても、両方をカバーすることによって、住み続けられる、住んでよかつたという村づくりにつながるのかなというふうに思いますので、そういう医療あるいは福祉、そうした分野とも重要性をしっかり認識し、さらに村としても力を注いでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

さて、次に、新年度の財政見通しと村政運営に関わってお尋ねをします。

さきの総選挙を受けて少数与党になった自公政権、野党の要求も聞かないと進められない、昨日も一生懸命、懇願とか、懇願は違うなとか言ったりして、いろいろ非常に住民にとっては、国民にとっては分かりやすい方向に、非常に望ましい形になつたのかなと。双方が言いつ放し、聞きつ放しでなくて、一つの事業を進めるのにも、財源をどうするのかというところまで、言うほうも答えるほうもしないと物が進まない、非常にいい方向に進んでいるなというふうに思うところであります。

同時にまた、そういう状況は想定外だったんだか、全く、ようやく来年度予算についての、ほぼ急に二、三日前に出てきたけれども、これまで全く、今までですともう11月頃から来年度の方向、大きな方向、いい悪いはともかく、出てきたんですね、自民党のほうでも圧倒的に、野党の連中の話聞かなくたって進んでいるわけですから。今度はそうはいかないということで、遅れてきた。そういう中で、先ほどお話をあったように、大玉村は一般会計で五十なり六十の規模ですから、国の財源に引き続き60%以上お世話になるわけですから、なかなか大変な、見通しは大変だと思うんですね。見通しがつかないというかね、自主財源の努力もされているけれども、実際は国がこうした動向というのは極めて大変だと。

そういう状況の中で、もう既に、そろそろ予算編成の時期を迎えているということからすれば、この財政も含めたこの大まかな、今時点での村としての来年に向けた見通しをどのように、今の段階ですから、なかなか難しいと思うんですけども、それについての考え方についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

今現在、新聞等の報道でしか知ることができませんので、今後国が進める政策が村政運営にどのような影響を及ぼすのか、不透明ではございますけれども、まずは国が主体的に取り組む国策に関しましては、全額国費をもって実行すべきであり、地方負担が伴わない方策を期待するものでございます。

また、燃料や電気料の高騰、事務用品を含めた生活必需品等の高騰など、長引く物価高騰の影響は地方自治体にも大きな影響を及ぼしておりますが、本村行政がサービスの質を落とすことがないよう、調整財源の活用なども視野に入れ、取捨選択を行いまして、健全性を維持した村政運営を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございました。

この通告書の中で、欄をつくって、私が数字を羅列したところですが、これらについては皆さん何回も見てきたとおりで、別に特別なものではないんですけれども、令和5年度末の決算の数字ということで、基金の状況、あるいは地方債の状況ということ。地方債については、広報おおたまに出されたこの財政の状況というのと、臨財債の関係が若干数値的に違っているところがあるんですけども、これは後でよくしたいと思いますけれども、いずれにしてもこういう状況、まずは財政的にこういう基金あるいは地方債の状況ということがあるんだということを踏まえ、令和6年も12月ということですから、これは5年の決算の末の状況ですから、それ以降動いていると思うんです。そういう大きな動きはあるかどうかは別として、これらについての変更といいますか、どういう状況に動く可能性があるか、あるとすればどういうことなどについても、動向も含めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（押山義則）　総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘）　10番議員さんにお答えをいたします。

まず、各種基金、それぞれご質問に記載をいただきました。その年度、その時点における行政需要でありましたり、政策を実現するための財源としまして、財政調整基金等を取り崩した上で財源措置を行うのが現状でございます。

これらの基金管理におきましては、まず当初予算におきます事務事業等の目的に沿った基金の取崩しによりまして財源措置を行いますが、その後の9月補正予算でありましたり、3月補正予算などの機会を捉えて、取崩し額以上に積み増しするなどの対応を行ってきたところでございます。その結果、10年前となります平成25年度末現在と、令和5年度末現在の基金残高を比較いたしますと、財政調整基金で6億343万7,000円の増、減債基金で1億5,673万1,000円の増、令和元年に役場庁舎建設基金から名称を変更した公共施設整備基金で1億4,523万円の増、災害対策基金で5,928万円の増と、いずれも増額となっております。

このため、今年度におきましても、3月補正予算における各事務事業等の精査に基づくさらなる調整を行いますので、現時点におきましては未確定ではございますけれども、前年度末現在の水準を確保できるのではないかというふうに思っております。

また、最後にお話のあった地方債に関しましても、同じく平成25年度と比較をいたしますと、3億6,564万2,000円ほど、これは逆に減額というふうなことで、借金が減っているという現実がございます。

以上でございます。

○議長（押山義則）　10番。

○10番（須藤軍蔵）　それぞれ詳しくありがとうございます。

なぜこのことについてお尋ねしたかというと、今年になって何人かの方から、前の庁舎を造るというのにためていたやつを使っちゃって、一般会計に行ってなくなっちゃったんだってなというの、私に直接、それ違うべさ、いやあ、でないべみたいな、何回か言われました。じゃ、俺よく調べてきて、もう一回ちゃんと言うからということで、これそういうことが1人の方でないんですね。別々なんです。したがって、今

話聞いたように、そんなに安心するほど錢はたまっていないし、ではあるんですけれども、それから地方債についても、今お話をありましたように、一頃からするとはるかに、半分くらいかな、大きく、隔世の感があるといいますかね、この地方債。しかも、30億幾らあるうちの16億幾らは例の、国で、錢ないから借錢してくれよ、後で錢やるからという錢ですから、後でというのは、国で言う後、間違いなくもらえるんだと思うんだけれども、これ半分、私は四十何%だと書いてあった、広報おおたま、この間もらったの見ると、62%が国で出すお金をもらって今出しているという状況だから、この半分以下なんですね。そういう意味では、うんと心配する、楽ではないけれども心配するという状況でないので、過度な心配を村民にさせるということはまずいと思うので、何らかの形でこういう村の状況なんていうのを見てもらっていると、基金のことについては載っていないんですね。だから、どこかの機会にお話をすること、あるいはお知らせをして、うんとあるわけでないけれども、過度な心配も必要でないというようなことについても、やっぱりさっき言ったように、村でずっと住み続けていくという一つの要素でもあるので、ぜひそういう点は取組をしていただきたいと思います。

そういうことを踏まえて、今年の、来年度に向けての、様々、先ほど来の質問者にこういうこと、こういうこととありましたけれども、その中でも最重点というの、来年はどうしてもこの点はという重要なランクづけといいますかね、そういう事業はやっぱりピックアップ、これ全部はなかなか進まないと思うので、その中でもどうしてもというようなものがあろうと思いますので、その点についての取組を、幾つかだけで結構ですのでお願いします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

先ほどの質問者の方に対する村長の答弁と重複をいたしますが、その中で何点か申し上げたいと思います。

令和7年度の予算編成につきましては、これから取組をさせていただきますので、それらの事業につきましても、未確定ではございますけれども、現時点で計画している事業について申し上げたいと思います。

初めに、大玉村合併70周年記念式典、来年70周年となりますので、この式典について開催をさせていただきたいと思っております。

2つ目が、マチュピチュ村との友好都市締結10周年記念事業としまして、現在取組を進めております野内与吉顕彰プレートのマチュピチュ村への設置と訪問団による除幕式、これを計画させていただいております。

3つ目が「日本で最も美しい村」連合の加盟10周年記念事業の開催でございます。

4つ目が、本年9月に（仮称）大玉スマートインターチェンジの準備段階調査の箇所づけが決定となりましたので、本格的な事業化に向けた取組を強化してまいりたいと思っております。

5つ目が企業誘致を見据えました各種条件整備を7年度に促進してまいりたいと思

っております。

6つ目が、（仮称）大玉村子育て支援センターの用地造成設計業務と、建設設計業務の発注を進めてまいりたいと思っております。

このほか、定住人口増加対策でありましたり、持続可能な農業支援、健康長寿の村づくり、交通手段確保を図るためのA Iを活用したデマンドタクシーの運行、保育料の完全無償化の継続、小中学校給食費への補助の拡大、I C T教育の推進、農業振興公社の取組強化、村づくり株式会社への支援強化など、今取り組んでいる重点的なもの引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ、それにしてもちょっと多いな、容易でないなというふうに思いますけれども、そういうことで取り組んでいくんだということ、お聞きしました。

次に、そうした中から一点ですが、国の事業についてあります。これ様々な考え方があると思うんですけれども、ひとつ検討いただきたいと思うのは、名称が変わった国の予算の積極的な活用をすることで、今言ったようなことについても、前の質問者にも答えあったように、必ずしも大玉村の事業とぴたつとしなくとも、そこを美しい言葉で、文言を若干変えることによってそこにはめられるとするならば、いろいろ使い勝手もできるのかなというふうに思います。

例えば、これまでですと、デジタル田園都市国家構想交付金と非常に長い名前の戒名の交付金事業で、今度石破さんになって、肝煎りでできたんですけれども、またこれ長い、地方経済生活環境創生交付金というような戒名の事業ですが、これは、今までの都市の一極集中型の政策だったのを、それ全く、それには反省は全くないんだけれども、「地方」という言葉だけを入れて、石破さんも苦労して、地方から支持を受けるということで、地方を相当強調した。こうした特徴で、今回、成果で応えるというキャッチフレーズをつくった、成果を上げたいと。これ、そういうことであります。成果上げるために、この事業はかなり強調しているのかなと。

ただ、マスコミの先行ですから、実際にこれが効力を發揮して具体化していくのっていうの、相当遅くなるね、来年の夏以降になるなんてこともあり得るかもしれないけれども、だから構わないということではないと思うので、その事業の眼目というのは、一つは交通手段に制約のある地方の生活弱者を守るための事業なんだよというのが一つ。それからもう一つ、農産物等の地域資源を掘り起こして、そして特產品を開発するんだと、そういうものに後押しする財源にするんだというのが大きな2つの眼目ですが、これらを使っての一つの事業の展開というのも検討されるべきだというふうに思いますけれども、これらの事業についての分かる範囲での回答をお願いしたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

まず、今年度、デマンドタクシーにおけるAIを活用した予約配車システム、これの導入に当たりましては、議員からお話をあったデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、現在12月17日からの運用開始に向け準備を進めているところでございます。

また、通学通勤バスの大山コースの導入に向けましても検討を進めておりまして、同時に財源の確保についても検討しているところでございます。

今お尋ねの、新しい地方経済生活環境創生交付金につきましては、現在国において制度設計をしている段階であります、詳細につきましては未定でございます。今後、制度内容が公表された際には活用できるものがあればぜひ活用を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

新しい地方経済生活環境創生交付金の内容につきましては、ただいま総務部長から答弁があったところでございますが、この内容の中で、基本的な考え方の5つの柱の中の第3の柱に、付加価値創出型の新しい地方経済の創生が掲げられておりまして、この中で、農林水産業や観光、文化、芸術など、地域資源を最大活用しますという考え方方が記載されてございます。

これら、具体的な事業メニュー等がまだ公表されておりませんので、当面、担当といたしましては、村農畜産物、あるいは特産品の開発等に活用できる事業が存在するかどうか、そういうものをきちんと注視してまいりまして、事業化の可能性について十分に調査検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、答弁はいいかもしれないけれども、国の重点事業交付金というものには、最近やたらとデジタル推進がついて回っているんですね。10月22日付で、市町村の担当者にも内閣府地方創生推進室からこういう、来たでしょう、ペーパーがね。市町村にも全部配るよと、担当者様と書いてあるので。そこに併せてデジタル庁デジタル社会共通機能グループというところが一緒になってよこしているんですね。この重要支援地方交付金の追加についてという文書で、これ各都道府県エリア担当者あるいは市町村担当課長、あるいは地方創生担当課御中というふうになっていて、この中には様々な生活の困窮あるいは大変な方に対する助成、交付金というものがあるって、それはそれで大いに結構なんです。これ必ず、それに当たっては、このデジタルの推進をきちんとやることという、これひもづけなんですよ。何でもかんでもデジタル推進だというようなことなんですけれども、そういうことによって様々な暮らしに役立つ、あるいは進むことは大いに選択肢が増えることを、私は反対するわけではありません。先ほど村長も地球の裏側と、朝やったと、そういう非常に進んでいくことに何も問題はないんですけども、ただ、今DXとか何とか言ったやたら

と横文字が進む中で、果たして本当に住民にとってそういうことがメリットあるのか、必要あるのかということ、私うんと懸念しているんですね。あちこち研修に行ったところでも、何が一番よかったですかと聞いたら、職員の事務管理、出勤の、そういう勤めているデータ、あるいは事務作業、これが一番楽になりましたというお話で、それはそれで結構ですけれども、本当にそれが必要かどうかというのは、私は検討すべきだというふうに思っております。

この様々な事業にそのデジタル化というのを使わなければならぬ。今度の補正予算にも、システム改修について何百万も予算がかかる。それについては国のお金は来ないということですから、私は進めろ、進めろといってやらせて、そしてそのシステムを変えるんだよと。変えなかつたらこれ進まない、混ざつちやつて。それにはお金出さないというのはちょっと、オレオレ詐欺じゃないな、国家的な何かちょっと、疑問を感じるんですよ。

そういうことについて、しっかりと必要性、大いに、特に私は年取って、いわゆる老婆心ですか、そういう心配ばかりしているんですけれども、進むことはいいことで、いっぱいいいことはあるんだけれども、どこかに落とし穴あるんじゃないかなっていう心配もして、やっぱりこのデジタル化というものについて、本当に今、大玉村にとって必要なのかどうかということも含めて、やるべきことは当然やらなければならぬんだけれども、しっかりと検討を、いろんな事業を、その中で、これ、私は質問書の中に書いた、ちょこっと入れたのは、そういう意味で、よく慎重に検討してというのはそういう意味で書いたので、矛盾するような話もあるんですけども、そこら辺についてもしっかりと検討を加えていただきながら進めていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

4番渡邊啓子君より通告がありました「高齢期を安心して暮らせる支援の充実を」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（渡邊啓子） 4番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しております2件について、これより一般質問を行います。よろしくお願ひします。

初めに、高齢期を安心して暮らせる支援の充実をということで質問させていただきます。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は11月12日に、都道府県別の世帯数の将来推計を公表しました。これまで本県の総世帯数に占める単身高齢世帯の割合は全国平均より低かったのですが、2025年以降増加傾向が強まり、2050年には21.9%と、5世帯に1世帯に達する見通しとなり、孤立防止が課題であると言われています。高齢期を住み慣れた地域で安心して暮らすためにできることは何かを考えてみたいと思います。

まず、本村の独り暮らし高齢者と老老世帯数、また、それぞれの世帯総数に占める割合を伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

令和6年10月末現在の独り暮らしの世帯数ということでございますが、独り暮らし世帯数は198世帯でございます。村全体の6.2%に当たります。また、老老世帯につきましては283世帯となっており、村全体で8.8%というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 独り暮らし高齢者、老老世帯、どちらも想像していたより結構多いことが分かりました。

本村では、高齢者自動車運転免許証自主返納者にデマンドタクシー利用券を交付しています。このことについては、令和3年12月定例会でデマンドタクシー券かタクシー券の希望するほうを選べるようにできないかと声を上げさせていただきました。

これまで、デマンドタクシーは便利だが、帰りがちょうどしないから帰りはタクシーを利用するという声を時々聞いていましたが、17日からの運行内容変更で、より使いやすくなると思います。昨日の説明会に私も参加してまいりました。AIによる予約・配車システムに切り替わり、ウェブ予約だと土日祝日を含む24時間予約ができる、行き帰りとも乗車希望時間の1時間前までに予約すればよいということで、各段に利用しやすくなると思います。しかも、乗車、降車の希望時間は15分ごとに選択できるようになるということです。ただ、デマンドタクシーの場合、行き先が公共施設や病院、駅、金融機関や村内の小売店などと限定されているところが住民にとっては不便を感じるところです。

そこで、自動車運転免許証自主返納者にデマンドタクシー券かタクシー券の希望するほうを選べるようにできないか、再度ご検討いただけないでしょうか。

また、県内では自治体によって運転免許証を自主返納した方だけでなく、70歳以上とか75歳以上の方にタクシー利用券などを交付している自治体があります。本村でも、運転免許証自主返納者だけでなく、後期高齢者にタクシー利用券の交付をできないでしょうか。年金暮らしの高齢者、中でも独り暮らしの年金生活者は生活が厳しいです。少しでもいいからタクシー利用券を頂ければありがたいなという声があります。村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

これまででも、デマンドタクシーでは目的地に行けない、タクシー券が欲しいという要望があり、検討してきたところではございます。

現在、議員おっしゃるように、デマンドタクシーの利用の利便性向上のためにAIを導入しまして、これまで前日予約や、帰りは1時間前まで予約が必要であるなど、不便を感じられるところであります。当日の予約を可能とするシームレスな運行となるよう、実証実験を進める予定である、そういうことから、デマンドタクシー

の利用推進に努めているというところでございます。

また、利用料金が定額300円でありますデマンドタクシーに対しまして、タクシー料金は運行距離によります料金が異なりますことから、タクシー券としての金額設定が難しいことなど、当面は現行どおりデマンドタクシーの利用券の交付を継続していきたいというふうに考えてございます。

また、後期高齢者の方にタクシー券ということでございますが、その交付に当たりましては、運転免許証の自主返納者と同様にデマンドタクシーの利用券を交付する際にはそのようなことでお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 17日からのデマンドタクシーの実証運行、その状況によって、また検討されると思いますが、その際はタクシー券の交付も改めて検討していただきたいと思います。

次に、高齢者にとって病院や買物に行く際の足の確保が大きな悩みです。

東北6県で、一般ドライバーが自家用車を使い、有料で客を運ぶ日本版ライドシェアの導入の動きが進んでおります。仙台市と青森県では既に導入、運行がされています。近隣では二本松市でもライドシェア導入を申請中と聞いておりましたが、この質問の通告書を提出した数日後に、二本松市内のタクシー会社が県内で初めてライドシェアの許可を国から受けました。

本村でも将来的にライドシェアの導入を考えているかどうか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

今ご質問の二本松市におけるライドシェアの導入関係でございますけれども、まず、二本松市の現状について申し上げたいと思います。

二本松市にあるタクシー事業者につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、申請後にそれが受理されるという結果でございますけれども、これにつきましては、二本松市のタクシー事業者において、市内の高齢者の通院であったり買物などに、日中の時間帯に配車が不足しているということから、当面、ふだんは使われておりません車両1台を、タクシーの運転に必要な二種免許を持っていない社員が運転を担当する形で運行するというふうな内容とお聞きしております。

また、二本松市の旧市内では、ようたすカーという福祉型乗合タクシーというものが運行されておりますが、これにつきましては高齢者の方だったり障害者に利用が限定されておりまして、本村のように誰でも利用可能なデマンドタクシーの運行はされておりません。それ以外の方々の移動手段につきましては、民間の路線バスであったりタクシーとなりますために、タクシー事業者に利用が集中する、そういう傾向から、タクシー事業者の運転手不足を補うための事業許可でありますので、本村とは状況が異なっているということはご理解を賜ればと思います。

なお、今年度、デマンドタクシーのAIを活用した予約配車システムを導入させて

いただいた上で、これらの利便性の向上に努めてまいりますので、ご理解を賜れればと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 今ほど部長が答弁されました内容は、私も承知しております。デマンドタクシーが大変利用しやすくなるとは申しましても、自由に行きたいところに行けるのは、やっぱりライドシェアのほうがさらに便利になるのかなと考えました。

二本松市の場合、タクシー事業者がこれを始めるわけですが、本村にはタクシー事業者がないわけですけれども、そういう村では、このライドシェアの実施というのはそもそも難しいものなのかどうか伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

今現在、おっしゃられるとおり、大玉村にはタクシー等の交通事業者が存在いたしません。このため、この日本版ライドシェアの対象事業にはなり得ないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 承知いたしました。

次に、村社会福祉協議会で行っている訪問介護等を担う登録ヘルパーさんが不足しており、住民からの要望に応えられない場合もあると聞いています。ヘルパーさん自身も高齢になり、足腰に不調を抱えながらも頑張っている現状があります。先日開催されたボランティアフェスティバルでも、このような登録ヘルパーさん募集中というチラシで呼びかけていました。

私の知り合いに、訪問介護の仕事がしたくて、50代になってから専門学校に通つて資格を取り、60代になった今でもこの仕事が好きだと続けている方がいらっしゃいます。資格取得を支援するために、ヘルパーや介護福祉士等の資格取得費用の一部を村で補助することはできないでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

全国的に訪問介護等を担うヘルパーさんの不足は深刻な問題となっており、県内でも福島市や本宮市など幾つかの自治体でヘルパーの資格取得に対する助成を行っているというふうには承知してございます。

資格取得後の勤務の縛り等そういうのも必要なため、今後、実施自治体の助成内容などを調査研究を重ねながら検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 高齢化が進む中で、高齢者を支える仕組みがさらに充実することを願い、近隣自治体の調査研究をよろしくお願ひいたします。

次に、2つ目の質問、ごみの減量化と資源化の推進について質問させていただきます。

私たちが日常生活を営む上でどうしても発生してしまうごみ、ごみ問題の解決のために何ができるかを考えたいと思います。

まず、ごみの減量化には、可燃ごみを減らすことが有効だと言われています。可燃ごみの約35%が生ごみだそうで、生ごみの約80%は水分と言われています。しっかりと水切りすることで悪臭や腐敗が抑えられ、ごみの重量が軽くなります。

村では生ごみ処理機等の購入費補助を行っていますが、これまでの実績をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 4番議員さんにお答えいたします。

生ごみ処理機等購入補助については、令和4年度より実施しております。令和4年度実績は、電動式生ごみ処理機屋内型が5件、生ごみ処理容器屋内型、屋外型が各1件で、合計といたしまして7件です。令和5年度実績は、電動式生ごみ処理機屋内型が4件、生ごみ処理容器屋内型が1件で合計5件です。今現在、令和6年12月現在でありますが、補助件数は、電動式生ごみ処理機屋内型が5件になります。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） これまでの実績、ありがとうございました。思ったより少ないようになります。生ごみ処理機等の普及によりごみの減量化が進むことを期待します。

次に、私は令和4年9月定例会で、役場裏のごみステーションについて質問させていただきました。特に資源ごみや不燃ごみ収集日の朝に役場周辺が交通渋滞し、通行に危険があるため、もう少し広い場所に移転またはもう1か所設置できないかと質問したところ、まずは現在の利用者を含めた新規居住者の皆さんに、各地区の組織に入っていただいて、地区のごみステーションを利用していくよう推進していくたい、村全体のごみの減量化、資源化を広く呼びかけ、役場裏のごみステーションについては、状況の推移を見極めて検討していくきたいということでした。

その後、ごみの量や利用者数に変化があったと思われますか。利用者数を把握することは無理だと思いますので、見た感じで、ごみの量についてどのように感じているかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

役場裏のごみステーション、これらのごみの量あるいは利用者数については議員お話しのように、正確な計測あるいは集計、これが難しうございますので行っておりませんが、前回の質問から現在のステーションの状況を見ますと、前回の質問時から大きな増減はなく推移をしているものというふうに観察してございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 大きな増減はないとのことです。この状況から、状況の推移を見極めて検討ということは特にされていないということでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 議員前回のご質問から、当該ステーションにつきましては、適正な分別の推進、あるいは各地区のステーション利用について利用を呼びかけます掲示を行って、これらについて啓発を行っているところでございます。

また、現在も、新しく村にお住まいになられた方々には、役場窓口にてごみの分け方あるいは出し方、そういったものについての冊子をお配りし、啓発を呼びかけているところでございます。

一朝一夕にすぐに効果が出るというものではありませんが、引き続きこれらの対策について推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 現状維持で当面は進むような感じを受けました。とにかく場所が狭いのが一番の問題だと私は感じておりますので、いま一度、早急な対応策のご検討をお願いいたします。

さて、県内各地でごみの減量化に力を入れています。会津若松市は5月にごみ緊急事態宣言を発令し、9月から11月までの3か月間で、燃やせるごみの量を前年同時期より12%以上減らすことを目標にしていました。しかし、目標達成が厳しい状況となり、有料のごみ袋導入などを検討しているところだそうです。また、福島市では分別ルールを徹底するため、早ければ来年3月にも、ルールを守らずに出されたごみの開封調査を始めるとのことです。

本村では、環境保全課職員によるごみの分別に関するお話を、サロンや先日開催されたボランティアフェスティバルで行い、来週には私の地区のふれあいセミナーでもごみの減量化と分別のお話を伺うことになっております。ごみの分別啓発活動や生ごみの減量化に大変力を入れているのを感じております。村としてさらに何かできることがありますか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

まず、本村のごみの排出状況の数値でございますけれども、令和4年度の福島県の一般廃棄物処理の状況の資料によりますと、本村の1人1日当たりのごみの排出量は821グラムで、県平均の1,021グラム、それから全国平均の880グラム、いずれも下回っているような状況でございます。また、この数字は県内59市町村のうち少ないほうから15番目というふうな状況であります。

また、安達広域のごみ分別は19種類、県内では最も細分化されている数字でございまして、本村のリサイクル率は16.2%、これは県が目標とする16.0%を上回っているような水準でございます。

議員ご指摘のように、村といたしましては、各地区のサロンに出向きましたり、イ

ベント等において周知啓発も図っている、このような状況でありまして、現在のごみの排出状況も勘案しまして、村といたしましては現在の取組を基本に、しっかりと今後もごみの資源化、排出量の減量化、これを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、現在各地区のステーションによっては、ごみ袋に名前を記入するあるいは周辺の見回りを徹底する、そういうことにも取り組んでいただいているので、村として現在開封調査等について実施する考えはございません。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） この地区は19種類の分別、また、少ないほうから県内で15番目ということで、本当に頑張っているなと感じます。私の住んでいる地区では、ごみ袋に家ごとの番号を記入しております。

さて、県ではごみの減量化や環境への意識向上を図るため、令和3年4月から福島県環境アプリの運用を開始しております。私はつい最近、このアプリを知り、使い始めたところです。住んでいる地域のごみ収集カレンダーによって、今日は可燃ごみの収集日ですよとメールが来たり、アプリ内にはごみ分別事典などがあつたりします。また、クイズに答えたり、生ごみの水切りをしたとか、食べ残しぜロを実践したなどのエコアクションなどでポイントがたまり、たまつたポイントによって抽せんでいろいろな商品が当たったりします。ほかにも様々な情報が掲載されております。

この福島県環境アプリの活用を広く周知して少しでも環境への意識向上を図れないかと思いますが、考え方伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 4番議員さんにお答えをいたします。

県のアプリでございますけれども、村といたしましても環境や廃棄物等に関する広報の一環といたしまして、安達広域のホームページ等と併せて周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ぜひよろしくお願ひします。

ここでアプリ内の言葉を紹介します。

私たちができること、それは家庭のごみを1グラムでも減らすこと。ごみの量を減らすことができれば、ごみを燃やすエネルギーを減らせる、ごみを運ぶ車の燃料を減らせる、ごみを燃やす際のCO₂を減らせる。一人一人が自分事として取り組めば、きっと未来は変わるはず。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午後0時03分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後 1 時 30 分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 2番 渡邊初治君より通告がありました「アットホームおおたまの有効活用は」ほか1件の質問を許します。2番。

○2番（渡邊初治） 2番 渡邊初治です。

議長の許可を得ましたので、アットホームおおたまの有効活用ほか1件を質問いたします。

まず1番目、アットホームおおたまの有効活用はということで、アットホームにつきましては、旧大玉村国民保養センターが48年に設置され、その後、平成7年にアットホームおおたまとして新しく建設され、平成30年には大規模な改修を行い、営業改善が見込まれる矢先にコロナウイルスが発生しまして、収益が悪化する状態になったところでございます。令和元年には、おおたま村づくり株式会社に指定管理を行い、営業がよくなるところと思っておりましたが、コロナにより改善が見込めなくなつたところでございます。

したがって、村では、コンサルタントに、それぞれ営業形態につきまして調査をしていただき、今年2月にその結果が議会に提出され、今年の7月1日よりの営業形態に変更されたところでございます。

日帰り入浴だけの営業並びに売店等の継続は行われてしております。また、11月からは日中の宴会が始まり、来年1月からは夜の宴会も営業することになり、利用者は少し安堵したのではないかなというふうに思っております。

そこで、次の質問を行いたいと思います。

（1）8月から11月までの入浴利用者の人数を伺うところでございますが、昨年の数字につきましては、執行成果報告書では月ごとの数字が示されておりませんので、昨年の数字は把握できておりませんが、今年の営業形態の変更から11月末までの利用者の人数を取りあえず伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

8月から11月までの入浴利用者数の人数は、1万3,053人であります。

以上です。

答弁漏れがございました。

昨年の数字につきましては、1万3,401人でございました。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。昨年の数字まで答弁いただきまして、ありがとうございました。

入浴だけになってからは、レストランも営業しなくなり、また、宿泊もできなくなりましたので、相当減るのかなというふうな村民の声も聞いてきたところでございま

すが、逆に横ばいということで、大変利用者が横ばいということで、アットホームおおたまの継続には感謝しているんではないかなというふうに感じられましたので、今後につきましても、まず入浴がもっと増加するような取組を、おおたま村づくり株式会社に役員としても村から入っておりますので、十分利用増を見込めるように努力をお願いしたいというふうに思います。

(2) になります。令和6年6月1日より食品衛生法が改正され、加工場の営業許可を、個人の場合も取得しなければ、漬物を製造して直売所などに出荷できなくなりました。あだたらの里直売所には、以前は梅干しがたくさん出荷されておりましたが、6月以降では生産者が4人になり、昨日現在、1会員の出荷になっているところでございます。

村は4月1日より、農家が保健所の営業許可を得るために補助金を創設し利用可能になったところでございますが、高齢者にとっては改修費用の回収ができないという声も聞いておりまして、施設整備には至っていないというところを聞いております。

というのは、村は20万円を上限として補助金を創設して4月から対応していただいているところでございますが、納屋等があっても、許可を取るのに100万円以上かかるというようなことを聞いておりまして、なかなか生産者が改修に進まない現状があるのでないかなというふうに考えているところでございます。

また、あだたらの里直売所には、加工場として一応設置はされておりますが、そばを製品化しているところで、加工場としては利用できないという現状がございます。

したがいまして、なかなか個人での設備整備ができない現状を踏まえまして、アットホームおおたまの厨房につきましては、レストラン営業をしておりませんので、その厨房を用途変更すれば生産者が利用できるではないかなというふうに、保健所の説明では、自治体が加工場を設置すれば農家の生産者も利用できるという状況も聞いておりますので、用途変更し生産者が利用できないか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

議員ご質問のように、漬物製造業につきましては、食品衛生法の改正によりまして届出制から許可制ということになりました、3年間の経過措置期間が満了したことから、今年6月1日から営業許可取得が必須となったところでございます。村ではこれに対応するため、先ほど質問にもございましたが、大玉村漬物製造業営業許可取得支援事業を今年3月から実施をいたしまして、漬物製造の基準を満たすために事業者が行う施設整備に対する補助を行っているところでございます。

ご質問でありますアットホームおおたまの厨房を漬物の加工施設として利用できないかということについてでございますけれども、先ほどもございましたように、アットホームおおたま、11月から仕出しの提供によります昼の宴会を開始いたしまして、来年1月からは夜の宴会も開始をする計画でございます。仕出しの提供ということでございますけれども、その配膳、あるいは片づけ、これに厨房の利用は不可欠でございます。

また、村の施設での漬物製造業の許可ということで取得いたしますと、制度上、製造者は大玉村長、施設利用者は販売者ということになります。これらの施設で複数の利用者がこの施設を利用して製造する、あるいは熟成を進めるために保管をするという、そういう状況下におきましては、その製造物の責任の所在が曖昧になるのではないかというふうな懸念もございます。

また、水道、光熱費等の必要経費につきましては、利用者が負担することが原則となりますですが、この利用した分の経費を明確に算出あるいは分割するという方法が現時点ではございません。

以上のような状況、それから、自らが施設整備を今まで行ってきた生産者との公平性を図る点からも、アットホームおおたまの厨房を漬物製造の加工場として用途変更することについては、現時点では考えてございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございました。

十分分かりましたので、次の質問に移ります。

(3) としまして、現在、総合福祉センターさくらにおいてデイサービスを運営していただいているところでございますが、このデイサービスをアットホームおおたまを活用し、高齢者生きがいデイサービスに利用できないか伺います。

これについては、今年7月からの営業形態の変更によりまして、そのような話が一部あったかと思いますが、福祉センターさくらでは児童クラブが運営されておりまして、多くの児童が狭い場所で社会福祉協議会に運営してもらっている状況が見受けられるところでございます。

したがいまして、高齢者生きがいデイサービスの高齢者、利用者は、入浴をさくら内で、沸かし湯で利用しているような状況もございますので、児童クラブの利用場所の拡大と、高齢者生きがいデイサービスを利用している高齢者の入浴をアットホームおおたまで行えば、両方にとて非常にいい状況が生まれるんじゃないかなというふうに考えております。また、利用者はアットホームおおたまで入浴できればというような声も聞いておりますので、これについてお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

アットホームおおたまの活用についてのご提案ということと理解をいたしました。

このアットホームおおたまを活用いたしました高齢者生きがいデイサービスの入浴利用につきましては、デイサービス利用者の方が一般客と同様な形態でご自身で入浴されるということについては支障はないかと存じますが、村高齢者生きがい活動支援通所事業では、デイサービスの利用中に、その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医、家族等に連絡するというふうなことがございます。こうなりますと、例えば入浴中であっても、利用者以外の職員が浴室に常駐する、そういったようなことも必要になるのではないかというふうに考えてございます。そうなりますと、一般の入浴

利用者、これらの方々のご理解をいただくというのもなかなか難しいことなのかななどいうふうに考えてございます。

したがいまして、ご提案にありましたデイサービス事業のアットホームおおたまの活用でございますけれども、その施設利用をどのようにするか、あるいは入浴利用をどのようにするか、これらの実施に当たっては、設置者である村、それから管理者、事業者、それぞれの立場でしっかりと協議を経た上で、その可否について判断をしたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。理解をしたところでございます。

それでは、次の独り暮らし高齢者や老老世帯の健康づくりのための支援についてお伺いしたいと思います。

午前中の4番議員の質問とダブるかも分かりませんが、ダブらないところでの質問を行いたいと思います。

福島県の総世帯数に占める65歳以上の単身高齢世帯については、4番議員も質問しましたが、福島県においては、2020年、令和2年時点では13.0%と平均より低かったところでございますが、2025年には全国平均を超え、以降も上回り続けるというふうに、増加傾向が強まっているところでございます。

それで、（1）としまして、65歳以上の高齢者と後期高齢者の年代ごとの人数を取りあえず伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 2番議員さんにお答えをいたします。

令和6年11月末現在の65歳以上の人数は2,585人となっており、年代別では65歳から69歳までが721人、70歳から79歳までの70歳代は1,148人となっており、後期高齢者に当たる75歳以上の人数は1,195人となってございます。また、80歳から89歳までの80歳代は503人、90歳から99歳までの90歳代が207人、100歳以上の方が6人となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。大玉村も高齢化率は低いほうでございますが、これからはどんどん上がっていいくような状況になるのかなと思います。

そこで、（2）の独り暮らしの高齢者と老老世帯については、4番議員のときに答弁いただきました数は分かっておりますので、その独り暮らしの高齢者と老老世帯、そのうちの安否確認などの生活支援が必要な独り暮らしの高齢者と老老世帯の年代ごとの内訳をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 2番議員さんにお答えをいたします。

安否確認など生活支援が必要と思われる、村が社会福祉協議会に委託している巡回安否確認事業、こちらを利用している方は、独り暮らし世帯で30世帯となります。年代別に見ますと、60歳代が2世帯、70歳代が12世帯、80歳代が5世帯、90歳代が11世帯となっております。

また、老老世帯にあっては5世帯で、年代別に見ると70歳代が2世帯、80歳代が2世帯、90歳代が1世帯となってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございました。

ただいま、それぞれの年代ごとに世帯が分かったところでございますが、（3）としまして、これら198世帯、283世帯の独り暮らしと老老世帯があるわけですが、自立した生活を支援する事業の内容を伺います。

また、周知をどのようにされているか、また、支援を受けるためにはどのようにすればよいのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

独り暮らし高齢者や老老世帯への生活支援につきましては様々ございますが、主立ったものとしまして、自宅に訪問介護員を派遣しまして、調理や洗濯、清掃などをを行う事業や、ごみの分別や搬送を行う事業、ボランティアによる通院などの送迎を行う事業などがございます。

周知の方法につきましては、主に地区の民生委員さんや居宅介護ヘルパーさんが、自宅を訪問した際に支援が必要と判断した場合や相談があった場合に制度の利用をお勧めしまして、村の担当課につないでいただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございました。

それぞれ、民生委員さん、ヘルパーさん、それから自己相談というようなことで、それぞれのサービスが受けられるというふうになっておりますが、最近では独り暮らしの方が入浴中の事故、それから寝込んだまま連絡が取れないような状況もこれから発生するような状況になるのではないか。孤独死を防ぐためにも、よりよいサービスをできるような体制を取っていただけるようにお願いしたいと思います。

（4）大玉村は健康長寿の村づくりを長年推進しております、本当に健診からいろいろな状況が、ほかの自治体よりもよく進められているところではございますが、さらに健康長寿を進めるために、著名人による健康講演会の開催をすることができないか。また、3月に定例会で塩分摂取の改善について一般質問を行いましたが、食生活の改善や認知症予防を併せた健康づくりの取組ができるかお聞きしたいと思います。例えば西会津町では、町制施行70周年記念に併せて、諏訪中央病院の名誉院長であります鎌田實先生を講師に、健康づくり特別講演会を開催しています。鎌田先生

は、脳卒中死亡率が高かった長野県で健康づくりを実践し、全国トップの長寿県に導いています。福島県は長野県の気候に似ておりまして、野菜や果物の産地でございます。こういう地形が似ている長野県ですばらしい活躍をしている鎌田先生のような著名な名人を呼んでの講演会ができるかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 2番議員さんにお答えいたします。

現在、健康長寿日本一の村を目指し、様々な事業を進めているところでございます。村内の健康づくり関係団体など構成する健康長寿推進村民会議でも協議を重ねながら、介護予防や認知症予防等を含めまして、総合的に事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございました。

来年は、大玉村も70周年記念を予定されているところでございます。したがいまして、この健康長寿、村民がさらに健診を受検、受診できる、そして、いろいろな学習に参加する機会も相当大玉村は整っているのではないかなと思いますが、もう一度こういう著名な方々を呼んでの、全ての健康講演会について村長にお聞きしたいと。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 2番議員さんにお答えします。

言われていることは十分に理解しておりますので、来年70周年で、これから当初予算に向けてどういう記念行事をやるか、式典以外にも各種分野で記念行事をやっていきたいなというふうに考えていますので、その中で検討させていただきます。

以上です。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） 70周年記念に併せて、村民が総参加できるよういろいろな事業に取り組んでいただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、2番渡邊初治君の一般質問を打ち切ります。

1番館下憲一君より通告がありました「農家の経営安定の対策は」ほか1件の質問を許します。1番。

○1番（館下憲一） 1番館下憲一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について、これより一般質問を行います。

質問の初めに、昨日の夕刻でしたか、NHKで馬場ザクラのニュースが伝えられまして、私も過去、そこの事業と一緒に取り組ませていただいた一人として本当に残念で、寿命だということで結果知らされ、県内では50年ぶりぐらいの、郡山の紅葉の次に国の天然記念物の指定が解除されるという、ただ、新聞報道ではきちんと後継樹の話も出ていたので、ちょっとニュースで寿命だという話だけで終わってしまったの

が残念だったなと思います。いろいろ長きにわたり、それらの維持管理、それから様々な事業に取り組んでいただいた方々に感謝と御礼を申し上げたいと思います。

それでは、まず1つ目の質問ですが、農家の経営安定対策であります。

地球温暖化による異常気象が続く中、本年度は何とか前年並みというような収量となりました。しかしながら、やはり猛暑のために去年よりはちょっと収穫が減ったというような農家の方もおります。米価は、南海トラフ巨大地震の予測や米の買占めなど、それやインバウンドによる外食産業の好調などの要因で高値が現在も続いております。在庫が緊急的な不足にはならないということで国は言っております。本年度産米が流通すれば価格も安定するとの予測でしたが、やはり全てのものの物価高騰、例えは肥料であったり、様々な資材の物価高騰で米価はやはり下がらないという方向にあるのではないかなど。これは当然の流れだと思うんですけれども、米だけが安くなつてほかのものが上がってでは、農家は生産できないと、生産意欲もなくなってしまうというような状況ではないのかな。

そこで、村が今まで取り組んできました（1）の中身になりますが、ブランド米で所得安定を図る施策について、今まで取り組んできた食味分析のデータ関係をどう生かすのかお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

福島大学の研究によりまして、大玉村の米は、品質、それから食味とも大変高い評価をいただいたところであります。今後は、この福島大学の研究結果を広く内外に発信することによりまして、良食味米の産地として知名度を上げていて、産地としてブランド化を図りまして、これらを所得安定につなげる、そういう施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

この第一歩といたしまして、現在は消費者の志向として、より高品質で良食味米を求める、こういった一定の需要もあることから、これらに応えることを目的といたしまして、大玉村産米のイメージを牽引する米として、令和7年度からのフラッグシップ米の生産を推進してまいりたいというふうに考えてございます。これにつきましては、一般の村産米に上乗せして、環境に優しいという内容からみどり認定を受けている、あるいは一定の食味値をクリアするもの、こういった基準を設けまして、よりおいしく環境に優しい米であることをアピールしながら、フラッグシップ米としてふるさと納税の返礼品など、一般流通と切り離す販売方法、こういったものも検討してまいりたいと考えているところでございます。

これらの取組によりまして、大玉村、それから大玉村産米のブランド力の向上を図っていきまして、村農産物等の認知度向上、あるいは販路の拡大、こういったものを図っていきたい、それを通じて生産者の所得の安定向上を目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） フラッグシップ米のチラシ、私も見せていただきました。フラッグシップというのは、製品のトップに位置するものというような、物の本にはそのように書いてあります。ブランドの中でも最上級のものというようなところで、当然今までのその取組で食味は間違いないというような太鼓判を押されているので、村の顔、大玉といえば大玉のコシヒカリというようなものになっていくように、様々な取組を今後も続けていっていただきたいなと思います。そうすれば、米も価格が下がらずに、農家全体の底上げになるのかなというような状況になろうかなというふうに思っております。

そこで、（2）の質問でございます。ブランド米をPRする組織を推進する内容などあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

このブランド米、PRする組織といたしましては、現在も存在しております大玉村産米ブランド化推進委員会を中心といたしまして、この事業の内容の検討や推進をしてまいり考えでございます。当面の推進内容につきましては、現在募集しておりますネーミングとともに、来年度フラッグシップ米の発表会を行うことによりまして、村産米の良食味の特徴、あるいは大玉村認知度向上を図っていく考えでございます。

内容といたしましては、関係者や報道機関等を招きまして、試食会、それから村産米の歴史や産地強化、福島大学の研究結果、こういったものの良食味米の証明、お米の特徴などについてしっかりとプレゼンテーションを行うことによりまして、おいしさについて納得感を伝えて、広く話題化、情報発信を図る考えでございます。

また、こういった外向けの内容ばかりではございませんで、やはり村内の方の意識の高揚、そういったものも大切であるという考え方から、今次補正予算に食味分析器等の補正予算を計上させていただきました。これは、農家さんがそれぞれ自分の米の食味、こういったものにしっかりと関心を持って、より良食味米の生産に励んでいただきたいというふうなことで、全体的な底上げをこういったもので図っていきたいというふうに考えているところでございます。

もとより、このような取組は一過性ではなく、継続した取組が極めて重要でありますので、長期な取組が可能となる内容、手法につきましては、引き続き十分に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 様々なPRをしていかなくてはいけないのかなと。新聞報道にも、東京のほうで県でライシーホワイトを連れていってやったなんていうのも出ていました。

それから、PRの方法、これ提案なんですが、隣の県のパクリで申し訳ないんですが、地域おいしいごはんポスターコンクールというのをやっていまして、これで小学生においしい、ご飯を食べた、そういう笑顔の絵を描いてもらったやつをカレンダー

にして各校に配っているということで、こういう取組、今言った、村の方々の意識向上には非常におもしろい取組なんではないかなということで、こういうのを検討してもらうと、さらに大玉の米、自分たちのコシヒカリうまいんだよということにつながっていくのかなというふうに考えておりますので、検討をよろしくお願いしたいと思います。

それで、次の3つ目の質問でございます。米の品質維持と安定供給について伺います。

今ほど言いましたが、県のほうで一生懸命PRしている「福、笑い」は、ちょっとGAPとか生産者が3人以上とか作付のハードルが高い。確かにブランドなので誰でも作れるというものではないのかなという気はするんですけども、ただ、大玉村が目指しているのは、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、大玉のコシヒカリの知名度を上げて農家全体の底上げをするというような基本的な大事なところに着目して進めているのかなと。

参考までに、10月の相対取引価格を申し上げますと、何と1位は茨城県のあきたこまち、これは60キロ当たり2万8,000円と。それから、2番目は北海道のゆめぴりか、この辺は何となく分かるのかなと。それから、3番目がこれまた茨城県のコシヒカリということで、福島県の中通りのコシヒカリは、前年よりは170%ぐらい単価が上がっているんですけども、2万5,000円弱ぐらい、魚沼産のコシヒカリが2万5,500円ぐらいということで、あまり中通りとあまり変わりないという、全国平均が2万3,000円なので、中通りはもう全国平均は当然上回っていると。これは多分関東圏の引合いの関係で茨城とかが値段が高いのかなというふうには考えておりますけれども、こういったことを見ながら、特出してその厳しい基準、先ほども出ましたフラッグシップ米、みどり認定を受けて、カメムシをあまり防除しないで食味値を88でフレメというような形の、そんなに難しくないレベルだと思うので、やはりこういったものを目指して安定供給につなげるためには、やっぱり耕作者が多いないと駄目だと思うので、その辺の取組について農政のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

本村の目指す、産米のブランド化でございますけれども、議員ご指摘のように、村内で精算される米の品種別でいきますと、8割以上がコシヒカリなんですね。ですから、やっぱりそこを基本として、それに続くひとめぼれ、あるいは天のつぶ、そういうものになってこようかと思いますが、いずれにしても、JAの一等米相当、これらをベースにして考えていくということが基本になるということで考えてございます。

フラッグシップ米につきましては、生産者を募集して来年度から取り組んでいただくということで、今ほどお話がございました村産米をベースにしましてみどり認定、これは一定の環境負荷軽減措置、これを盛り込んだ計画の認定を受けた方ということになりますが、それに加えまして、村として空中散布により殺虫剤の散布を行ってい

ない、あるいは中干し期間を一定程度延長して環境負荷の低減を図る、それから食味値、これについては様々議論はあるんですが、やはりコンテスト等ですと食味値 85 以上が良食味米と言われるようなことでございますので、さらにこここのところは 88 というふうな、これはASA KAMA I 887 と同様の食味値でございますけれども、これらを設定したいなというふうに考えているところでございます。確かに食味値に関しましては、これは機械でありますので、人間の食べて感じるおいしいということと必ずしもイコールになるというものではございませんが、一定の指標でございますので、これらを置きながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

これに取り組んでいただく方、お願いをしていくわけですが、当初、一般の流通から切り離してということを考えますと、ある程度絞った形で進めていきまして、この流通がある程度確保できる、こういったところで栽培に取り組んでいただく面積、あるいは生産者の方々、こういったことも呼びかけながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） このフラッグシップ米、非常にいい方法ではないかなと。これがずっと普及してくれば、今、田んぼにはイナゴがないので、そういう消毒をしなくなるとイナゴとともに出てくるのかな。やはり日本の伝統文化、大玉村は美しい村連合に加盟しているわけですから、そういった昔ながらの例えば野焼きを復活するとか、地球温暖化の話もありますが、野焼きで地球温暖化が進むようであれば、もうとっくに大変なことになっているんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、そういった文化的な面も含めて、そういった農家の活動にてこ入れしていくたければ、自然環境もよくなるではないかな。

お米の流通の問題ですが、大規模な組織もありますけれども、やはりある程度の値段で流通させなくてはいけないということになれば、そういう一辺倒ではなくて、様々な販売ルートも模索していって努力していただきたいなというふうに思います。

次に、（4）の質問でございます。安定した経営を支える後継者や農地の集積状況を伺います。

後継者の話ですが、最近、多くの例えば面積を受託している、皆さんに頼まれると、やってくれということでやっている農家の皆さんがある、今一番大変な問題を抱えているのは、やはり機械の稼働率が今まで以上、尋常でなく稼働しなくちゃならないと。今まで決められた面積の中でやっていたので、年間 70 時間ぐらい、数時間ぐらいでも間に合うような状況が増えれば増えるほど、当然時間も増えてくるということで、それらの機械の更新が迫ったときに、今も機械の更新の補助はあるわけですけれども、かなりの金額になるということで、このまま本当に続けられるのかなというような声も、体力はもつんだけれども財力がちょっともないというような話も出て、そういうものを、これから後継者の問題解決や、例えば農地の集積、耕作しやすいような

固まりというようなものを、農業振興公社のほうにも期待するところ大であると思うんですが、そういう対応について伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

まず、後継者に関する部分でございますけれども、将来の担い手確保につきましては喫緊の課題であるというふうに認識をしてございまして、現在、新規就農者の確保につきましては、安達地域合同就職相談会、あるいは新規就農者募集のイベント等によって推進を図っているところでございまして、現段階では認定新規就農者2名、農業部門での地域おこし協力隊として、12月から1名加わりまして、現在2名の体制で行っているところでございます。これらの確保につきましては、引き続き県やJAなどと連携協力しながら、担い手の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

一方、農地の集積でございますけれども、来年3月末が策定期限であります地域計画、こちら現在策定中でございまして、今月12月17日に中山間地区を除く地区的説明会の開催を予定しております。

現時点で地域の担い手による耕作が可能であると見込んでいる面積と集積率ですが、玉井地域につきましては342.5ヘクタール、51.6%、大山地区が368.5ヘクタール、59.3%、中山間地域が230.5ヘクタール、15.5%となっているところでございます。

この地域計画の策定後におきまして、将来の目標とする集積率、これらを達成するためには、議員おっしゃられたように、現在のこの集積が数か所、大規模な生産者によっては数十か所に分散しているということで、機械の稼働よりも移動のほうが長いというふうなこともお聞きするところでございます。こういったところを一定に集約する、あるいは一定の大規模な担い手だけではなくて、より中規模あるいは小規模の方もこれらの集積に参画できる方法として現在打ち出されておりますが、地域まるっと中間管理方式というものでございまして、これは一定の区域の農地を全て中間管理機構に全体で中間管理を委託することによって、その中で、自分で耕作する方は自作をする、それからそこで分業しながら作業していく、こういったことも可能になる、こういうふうなモデルでございますので、これらについて、農地の受皿確保、あるいは認定農業者、農業委員をはじめとしまして、農地所有者を対象とした研修会、勉強会を来年度実施しながら、地域農業の担い手間の合意形成を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 17日の地域計画案の説明会の話を質問しようかなと思っていましたが、答弁いただきありがとうございます。

やはりいろいろ進めていく中では、そういう取組をどんどん加速させていっていただきたいなど。私、今、農地を頼んでいる一人として、もうだんだん、やっていた

だいている方も高齢で、いつ返されたら困るなというような状況もありますので、どんどん話を進めていただければなと思います。

また、農水省が何か米の取引団体といろいろ意見交換した中で、参加者の中から、米の生産を続けるため、価格の上昇は消費者にとっては負担が増すことになるなんていうことを言っていますが、米の価格が上がらなかつたら生産する人はどうすればいいんだというようなことになると思うので、変な話を農水省のほうでもまだいろいろやっているんだなというふうに感じます。

農業政策と中山間地域などを含めた地域政策は、農政の両輪だというふうに言われております。しかし、安倍政権以降、集約化が規模拡大、構造改革に偏った政策が続いてきました。農水省の試算によると、30年には経営体が20年に比べ半減する、耕地面積も35%減るんだというような試算をしているようございます。

大切な国民の食を支える農業の担い手、農地の確保は危機的な状況にあると考えております。JAグループ全国大会では、全般的に直接支払の検討を進めなければならない、また、立憲民主党も、農家所得を下支えする直接支払制度は待ったなしと言っております。そして、国民民主党は、食品安全保障を確保するという観点から、再調整していただくことが必要だと言っております。直接支払の在り方を含めて、農家の所得を実現するための予算確保をし、改正基本法元年と言われる年にふさわしい取組で、持続可能な農業へ転換する時期だと思っております。

そこで、農村が活気づく、農村を今こそ実現してほしいと思いますが、4期目に向けて村長のお考えを伺います。

○議長（押山義則）　　村長。

○村長（押山利一）　　1番議員さんにお答えします。

農業は、大玉にとっては、再三申し上げておりますが基幹産業だということで、農地を守ること、そして、それは結果的には大玉の宝の景観を守ることということを言い続けさせていただいております。

農業に対する支援については、他の自治体に負けない支援をさせていただいているというふうには感じておりますが、これから、今後農業を守っていくためには、やはり財源の確保というのも将来的には不可欠になってまいります。補助をするにしても、やはり財源がないと補助もできないということで、今回スマートインターチェンジ等についての財源を将来確保し、一部が農地の保全に向かっていくということも想定しているわけですが、国の農水省のほうは、食料安保、自給率の確保をするんだというようなことは、お題目はいいんですが、そのために農地法を改正して、農地を改廃できないような非常に厳しい網をかぶせるというような状況になってきておりますので、ただ、農地を守るといいながらも、実際は全国的には耕作放棄地がどんどん増えていると。どこか政策に欠落しているものがあるんじやないかと思うのは、農家をどうするのかと。農地を耕作する農業者、農家をしっかりと保護しなければ、これは幾ら農地を確保しても、ただ荒地になっていくだけ、遊休農地になっていくだけというふうに感じていますので、これは町村会の全国大会でも、所得補償等も含めながらしっか

りと農家を支えていく、それが食料安保を支えることにもなるんだということは強く要求をしているところでありますので、これからも、それはそういう考え方の下で、しっかりと農家を、農業を支えていく方策を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） ありがとうございます。安心して農家が大切な農地を守っていけるような方策をぐんぐん進めてほしいなと思います。

それでは、次に2つ目の質問でございます。第二次大玉村子ども読書活動推進計画の進捗状況について伺います。

令和4年に計画された第二次大玉村子ども読書活動推進計画は、前期計画が令和7年、来年度となっております。後期計画は令和12年でありますので、子どもたちの読書活動推進の取組について伺いたいと思います。

まず、（1）の数値目標が読書計画の27ページだと思うんですが、定められていると思います。現在の達成状況を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんにお答えいたします。

第二次大玉村子ども読書活動推進計画につきましては、令和4年度から7年度までの4年間を前期、令和8年度から12年度までの5年間を後期期間として策定している計画でございます。3つの目標項目を掲げまして、具体的な数値をもって目標を設定しているところでございますけれども、中間アンケートにつきましては、来年度実施する予定でございます。年度ごとのアンケートというものは行っておりませんので、今現在の数値は把握できておりません。しかしながら、目標に向かって様々な取組や事業を展開しているところでございまして、子どもたちの読書活動の推進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 計画でいきますと、令和2年度でも82%、小学校が82%、中学校が78.9ということで、比較的高い数値でのスタートなのかなというふうに考えておりますので、急激な伸びというのは多分ないと思うんですけれども、徐々に伸びていっていただければいいなというふうに考えております。

そこで、（2）でございますが、今までやってきた中で、どのような取組が効果的だったのかなと思われる部分をお答えいただければ助かります。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんに再度お答えいたします。

これまでの事業につきましては、学校司書の配置、また、学校司書によります読書活動の推進であったり、学校の図書室、また、ふるさとホールのほうの整備や環境の整備、あと乳幼児健診時におけるブックスタートの実施、おはなし会の開催、子ども司書講座の開催、移動図書館車の運行などがございます。

中間アンケートにつきましては、先ほど申し上げましたとおり来年度実施する予定でおりまして、どの事業が効果的だったかということにつきましても、来年度のアンケートの結果の中から把握できるのかなということを考えてございますけれども、これらの事業、どの事業におきましても、一定の効果はあるのかなというふうに考えてはございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 来年、いろいろ結果を明確にしたいということでございます。

やはりゆめこじのボランティアの方なり、おはなし会なり、いろいろ取り組んで、いい成果が出ているんじゃないかなというふうに私も感じております。移動図書館なんかも一生懸命、月にそれぞれ小学校に出ている様子でございます。

(3) の質問でございますが、それぞれ小学校へ移動図書館あだたら号を運行しておりますが、現在の利用状況とか児童の感想等、もし分かりましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんにお答えいたします。

移動図書館車につきましては、夏休み期間を除いて、5月から1月まで毎月1回、両小学校を訪問して本の貸出し等を行ってございます。

利用状況につきましては、令和5年度におかれましては、大山小学校が利用者数が750人、貸出冊数が1,501冊、玉井小学校が利用者数870人、貸出冊数が1,631冊、両校合わせますと利用者数が1,620人、貸出冊数が3,132冊となってございます。

あと、令和6年度、今年度の10月末現在におかれましては、大山小学校におきましては、利用者数535人、貸出冊数が1,186冊、玉井小学校の利用者数は438人、貸出冊数が861冊、両校合わせまして、利用者数973人、貸出冊数が2,047冊というふうになってございます。

また、児童の感想ということですけれども、こちらにつきましても、利用者に対するアンケートというのをこれまで実施しておりませんでしたので、感想等については把握できておりません。ただ、多くの児童の皆さんにご利用されておりまして、読書活動の推進に寄与しているのかなというふうに考えてはございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） それぞれ多い人数で利用されているんだなというふうに感じます。

ただ、しかしながら、あだたら号については、初年度登録が昭和61年ということで、村で登録したのが平成9年になるんですか、38年ぐらいもうたっているということで、お金のかかる話をして大変申し訳ないなと思うんですが、老朽化している車両であり、損傷がちょっと著しいのかなと。私も見せていただいたら、本に雨漏りがするので、ちょっとビニールシートで本を守ったりということで、大変運行している職員

が苦労しているような状況であるのかなと。ただ、同じようなものとなると、かなり改造費がかかるんではないかなというふうにお聞きしております。なので、その辺はもっといろいろ工夫しながら、それをなるべく早い時期に更新できればいいのかなと思いますので、それらの更新に関する考え方を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 1番議員さんに再度お答えいたします。

移動図書館車、議員さんおっしゃるとおり、かなり古いもので、昭和61年初期登録されまして、現在38年が経過しているところでございます。運行等につきましては、取りあえず安全に運行はされているところではございますけれども、やはり車両が古いというところで、部品なんかもだんだんなくなってきてている、製造がもう終わっているなんていうところもございますし、さびのほうもかなり目立ってきているような状況でございます。

コミュニティ助成事業という補助事業もございますので、こちらにつきまして、今と同じようなタイプですと、やはり新車購入というのはかなりの高額な金額になってしまいますが、中古車等の移動図書館車なんていうのも出てきておりますので、そちらが補助事業に該当するのかどうかというところも県のほうに確認しながら、新規更新に向けて検討していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 1番。

○1番（館下憲一） 先ほど利用状況から見ても、結構子どもたちは楽しみにしているのかなと。学校にも図書館は当然あると思うんですが、学校にないもの、そして車の中で自分で探すというような、そういうものがやっぱり子どもにとっても楽しみの一つなんではないかなと考えるので、ぜひこれからも良好な状態で安全に取り扱えるような移動図書館の運営をお願いするものでございます。

次に、（4）の大人が読書する姿を子どもに見せることで、子どもの読書活動が高まるのではないかと。そのためには、大人も利用できる図書館が必要ではないのかなというふうに考えております。

家族読書おすすめ図書100選というのがございます。これでございます。これがおすすめ100選ということで、私もやっと最近見たんでございますが、非常に中身、これ幼児とか小学生、中学生ということで、いい中身がいっぱい書いてあると思うので、ぜひこれをもっと例えればPRして、この中には、家族で一緒に図書館に行って本を読んでみようというようなのが書いてあります。なので、図書館があつたらいいんじゃないかなと。

今回、子育て支援センターができて、その中にも一部要望によってできるようございますが、やはり落ち着いた環境で静かに本を読めるような場所、これとか、すみません、私の勝手な推測でございますが、例えば大山公民館が、今度敷地が空くので、あの辺に静かな図書館があつたらいいんではないかななんて思ったりもするんですが、やはり今は子どもたちがタブレットとかそういうのを使いますので、Wi-Fiの環

境が整っていないとどうなのがかなと。何か聞くところによると、ふるさとホールには何かWi-Fiが届いていないんだというような話があるので、そういうのも、来年のこれから予算構築になるかと思うので、ぜひ検討していただければと思います。

そういうた設備のこと、それから、先ほど、今日の一番最初の村長の4期目のいろいろ思いもありましたが、図書館に関する村長のご意見がありましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（押山義則）　村長。

○村長（押山利一）　1番議員さんにお答えします。

ふるさとホールを造った後に、ふるさとホールの図書館から引き続いで西側のほうに壁を、ドアをつけて図書館を造ろうという計画はあったんです。ただ、バブルがはじけたり、図書館単体をこの小さな村で経営するというのは、なかなか経費的にも管理運営が大変だということで、ふるさとホールの図書室と、あと大山公民館の図書室、あとは学校と幼稚園等にできるだけ蔵書を増やすという方針で來ました。

理想としては1か所に集めるということですが、今はICTが進歩していますので、1か所になくても検索して、学校の場合には、ふるさとホールにあるものを検索して学校で申込みをすると、ふるさとホールから学校のほうに届くとか、もしくは用務員さんが届けるとかと。そういう方法を取ってやりますのでということでは確認していました。

これからつくる子育て支援センター、交流センターについては、できるだけ多くの書架を備えて、大山公民館を上回るような図書が蔵書できるようにしようということではありますので、現時点では独立した図書館というのは、なかなか管理運営の面からいっても厳しいのかなというふうに感じていますので、先ほどの移動図書館も含めて、そちらのほうを充実しながら、あとはインターネットでつないで、仮想大玉図書館をつくって、それをどういうふうに配達したり、持っていくかというようなことを考えたほうが現実的なかなというふうに感じておりますので、そういうことで、子育て支援センターについては、書架を大きくして図書スペースをしっかりとつくるというふうに考えていますので、当面はそれでいいかと思います。

以上です。

○議長（押山義則）　1番。

○1番（館下憲一）　ありがとうございました。

何度も出ておりますが、年少人口が県内一ということで、大玉村の魅力が十分あるんだなど。子どもたちが健やかに育つためには、ゲームとかパソコン、そういうの、スマートフォンとか、今、みんなそれぞれ利用して便利な環境であります、やはり読書の様々なメリットを理解していただけるように、今までの取組以上にいろいろ頑張っていただきたいなど。安心して子育てをして、子どもも大人も心の豊かさを実感できるような、先ほど図書館はちょっと厳しいと言いましたが、4期目の目玉になるような図書館の設置に取り組んでいただけることを期待しまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、1番館下憲一君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時55分といたします。

(午後2時40分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後2時55分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 11番武田悦子君より通告がありました「村民の福祉向上について」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） 11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2点について一般質問を行います。

初めに、村民の福祉向上について伺います。

村民が安心して暮らすことができる、これが自治体の最大の目標ではないでしょうか。しかしながら、住民の抱える課題は様々であり、全ての住民の課題を一度に解決することは大変難しいことです。皆さんのが抱える課題を一つ一つ解決していくために、村ができるることは何か。

現在、村では地域福祉計画の策定が進められていますが、この計画はどのような位置づけで策定されるのか、地域福祉計画に盛り込まれるのは具体的にどのような分野なのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

大玉村地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に進める計画であり、福祉分野における上位計画として位置づけるものであります。

本村における最上位計画である大玉村総合振興計画や関連する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び生活関連分野との連携を確保して策定するものであります。具体的には、地域の様々な課題に対して地域の力で解決していくという視点を重点に置きながら、行政や各種関係団体、住民等が活動する際の方向性や基本的な考え方を示すものであります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 地域福祉計画については、策定に向けてどのような取組が行われているのか、さらに策定はいつになるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

策定のスケジュールとしまして、まず、令和6年2月に第1回地域福祉推進協議会を開催しまして、計画の骨子案の審議をしたところでございます。

その後、3月に村内へのアンケート調査の実施、また、6月に関係団体へのヒアリング、7月に地域座談会の開催、11月に第2回目の地域福祉推進協議会を開催したところでございます。

策定につきましては、1月下旬にパブリックコメントを実施しまして、その後、3月に計画の策定公表というような計画でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 部長からの答弁にもありましたように、アンケート、さらには地域づくり座談会もこの間開かれてきました。これらの過程の中で見えてきた課題というものもいろいろあると思います。どのような課題が見えてきたのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

計画策定に当たりまして、大玉村の実態を把握するために無作為抽出しました村民アンケートや座談会、関係団体へのヒアリングを先ほど申しましたとおり行いました。また、先日、第2回目の地域福祉推進協議会を開催しまして、そこから見えてきた課題としましては、高齢者の増加に伴い、高齢者の独り暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、今後どのように対応していくかが課題となっております。見守りや声かけなど地域での支え合いの推進や生活支援の充実が必要であると考えております。

また、ボランティアや地域活動への参加率が低く、特に若年層の参加が少ない状況にあります。ボランティアや地域活動への関心を高める啓発活動の強化や、参加しやすい環境を整えることが重要であるというふうに考えてございます。

そのほか、地域におけるつながりの希薄化が挙げられます。村に新しく転入された方等の中には、近所付き合いの煩わしさから組などに入らない傾向が見られ、もともと住んでいた方も新しく来られた方への接し方に苦慮しているように見られます。住民一人一人が地域コミュニティーの大切さを認識していただけるような取組が今後必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 様々な課題が見えてきたわけですが、大玉村ではそれぞれの分野、地域福祉計画が上位計画である、その下にそれぞれの分野があり、それぞれの計画があります。それに向けて、課題解決に向けて取り組んでおられるということですが、先ほどの課題の中にも、高齢者の増加、それに伴う独り暮らし等々の課題というのが見えてきたというお話をございました。

高齢者、高齢期の問題に特化すれば、認知症の課題というのも大変大きな課題になっているのかなというふうに思っております。厚労省によれば、2024年5月時点では、認知症の有病率、65歳以上の高齢者で12.3%、軽度認知症の有病率は15.5%と言われております。それを人数で表せば、認知症の患者は443万人に

上るというふうな数字があります。この数字、2040年には認知症の患者数で高齢者の15%、584万人になるという予測も出されています。

この認知症の問題は、患者本人の大変さだけではなくて、家族としての対応、その部分でもとても身近な病気であるというふうに考えています。先ほど言った軽度認知症、この皆さんの中には、1年でもう認知症に進行してしまうと言われておりますが、早い段階から認知症予防を進めていけば、軽度認知症と言われている人の中でも30%の人が元の健康な状態に戻ることができるというふうにも言われています。

この認知症予防、これが大変重要であるというふうに思っておりますが、認知症予防対策、村としてどのようなものに取り組まれているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

認知症予防としまして、まずはなりやすい環境、一人で自宅で、先ほどありましたとおり独り暮らし等、老老等、外出しない部分等あるかと思います。そういったところで、今、サロン等、社会福祉協議会で実施していただいておりますサロン、それから健康長寿係で行っております元気づくりシステム、そういったところに出てきていただいて活動していただく、そういったところから認知症の予防につなげていくと。また、それぞれ社会福祉協議会等とお世話になりながら、認知症になった方もおられます、カフェ等そういったところで進行のしないようにというようなことで対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 様々な取組が行われているところではありますが、認知症にもうなってしまった皆さん、この皆さんには、適切に対応していくないと、より症状が進んでしまうという場合がございます。この適正な対応とは、では一体どういうものなのか、この部分の理解、認知症そのものも理解する、このようなことが大変重要なのではないかなというふうにも思っています。

この認知症を理解する、また認知症になった人を支援する、そういう取組として行われていることには何があるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えします。

認知症の方々につきまして、地域の方に理解していただくために、認知症キャラバン・メイトの育成、養成ということで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） キャラバン・メイト、認知症サポーター養成講座等々ございますが、一人一人が認知症を理解していく上で大変重要な取組でもあります。あとは、いろいろな事業所であるとか、もちろん役場の職員に対しても、もっと理解を進める工夫、役場に来られた住民の中で、ちょっとかなという方もいらっしゃるのかなという

ふうに思います。そういったときに適切な対応を取れるかどうか、職員の皆さんですので、きちんとした対応を取れるというふうには思っておりますが、職員にもしっかりと認知症への理解というのが広まっているのかどうか。随分前になりますが、職員に対する認知症の理解推進のためのサポーター養成講座というのも行われたというふうに記憶しております。ここ数年行ってないわけありますし、若手の職員はなかなかそこの理解が進まないというところもあるのかなと思いますので、ぜひ取つかかりとして、役場職員のそういう認知症への理解を深める取組というものができないのかどうか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

11番議員さんおっしゃられたように、以前、職員向けのサポーター講座ということで、私も受講した記憶がございます。あれ以来、大分たってございます。そういったことから、新たな職員等々増えていることでございますので、課の中で、また社会福祉協議会と協議しながら企画できればなど、企画していきたいなということを検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ぜひ早い段階で企画していただきたいというふうに思います。

この認知症の分野だけではなくて、様々な角度からの介護予防というのが大変重要だというふうに思っております。これは高齢になってからだけではなくて、もう少し若い世代から、先ほどもございました健康づくり体操、そういった世代からも将来に向けての介護予防事業というもの一つになると思いますが、先ほど来、この元気づくりシステムというお話がございました。そのほかに介護予防事業として村が認識している事業はどのぐらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

事業としまして、頭と体の健康倶楽部が1つ挙げられます。

今のところそこしか思いつきませんでした。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） せっかくいろいろ村で行っているわけですから、しっかりと把握していただければというふうに思っております。

頭と体の健康倶楽部、私は元気づくり体操そのものも介護予防の一つの事業かなというふうに思っているところですが、あとは社協に委託しておりますいきいきさくら、これは生きがいデイサービスですので、介護認定を受ける前の方ですから、十分介護予防事業として行っておられるのかなというふうに思っているところですが、いろいろ取り組まれているというふうには考えております。

しかし、この事業、この事業の効果というのをどのように把握されているのか、数

字で表せない効果というのも十分あるというふうには考えていますが、先ほど来出でおります元気づくり体操、これは週2回の運動の部分ですので、かなりの効果があるというふうに考えておりますし、効果があるというふうに実感している参加者というのも多いというふうに思っております。

しかしながら、この事業、数字で具体的に効果のほどを把握するということは行われているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

数値的に捉えるということは、現在しておりません。ただ、参加者の皆さんからアンケートは取ってございます。その中で、歩くのが楽になった、旅行に行った際に皆さんと一緒に楽しく歩ける、そしてまた、体操の集まりでございますが、その体操間にいろいろとお話をされる時間もございます。そういうことで、参加者同士、いろいろ情報交換ということではないんですが、おしゃべりをしながら過ごすというようなことで、いい時間を過ごしているというようなアンケートの内容ということで捉えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 頭と体とかそういうものではなくて、元気づくり体操、毎年、毎年かなりの予算を割いている事業でもあることから、しっかりととした数字での効果の把握というのも必要なんではないかなというふうに私は思っています。もう随分長く続けてきているこの事業ですから、毎年、年に1回程度の体力測定なりなんなりというのはしっかりと行って、効果がこれだけあるんだから、この事業は村民にとって有効なものなんですというふうに、しっかりと示せるような根拠となるべきものが必要かというふうに思いますが、どのように考えるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

大学で示している指標ということで、握力の計測というものをしてございます。それについては、今、手元にございませんが、その数字を、数値的に握力を測って健康状態を把握しているというようなことでございます。

また、先ほどアンケートということで、村で簡単にございますが、元気づくりシステム大学のほうで全国の統一したアンケートで、その中で数値的に参加者、その中でどういった感想を持ったかという割合が出てまいりますので、その際に、また充実度等については示せるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 握力のみは計測しているというお話をしたが、身体能力、握力だけではないわけで、もう少し具体的な中身の実際の効果を表せるものを私たちにもお示しいただければ、アンケートの結果も含めてもう少し丁寧にお示しいただけ

ればというふうに思います。

次に、健康づくり、介護予防、これらは年齢や体力にそれぞれの個人の差もありますし、段階的に変化していくものというふうに考えています。現在行われているいろいろな事業、これらの事業を見直す部分や、さらに拡大していく部分があるのではないかというふうにも考えています。

例えば、元気づくり体操で大変恐縮ですが、高齢者向けの運動ではありますが、年齢を重ねるにつれて、だんだんあの運動にはついていけないという方も出てきているのではないかというふうに思っています。もっと別な体操、もう少し簡単にできるものがあつてもいいのかな。さらには、生きがいデイサービスいきいきさくらであります、現在利用している方、年々少なくなっている状況というふうにも聞いております。これらをもっと増やす工夫、増やすための工夫をするには、中身の充実なりなんなりというのももつともっと必要になってくるというふうにも思います。

そして、頭と体の健康クラブ、さらには生き粹大学、教育委員会で行っている事業ではありますが、これらは半年間ぐらいのスパンでの事業として行われているわけですが、頭と体を利用されている皆さんにとって、残りの半年間何もない中では、自分一人ではなかなか続けられないという話も聞きます。これらを年間を通じてできるような事業にできないのか。例えばいきいきさくら、今現在どのぐらいの人数になっているのか、しっかりと把握されて、きゅっと曜日を寄せて、その余った曜日に頭と体の健康クラブを年間を通して行うとか、生き粹大学の1こまをあそこで行うとかというような事業の新たな展開も必要になっているのではないか。さくらをせっかく高齢者が有効に活用するんであれば、高齢者のもつともっと楽しい居場所として活用すべきではないかなというふうに思っております。

この辺についてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

それぞれ、いろいろ事業やってございます。おっしゃるとおり年間通してのものもあれば、期間限定のものということでございます。そういうものの、各事業につきまして、それぞれの担当課、担当部署、そういったところといろいろと協議検討し、また、健康長寿推進村民会議、その中でも、対象事業についていろいろ見直しや拡大の検討というのを行っているところでございますので、そういったことも含めながら今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 現状をまず知っていただきたいというふうに思っておりますので、部長にはぜひ、いきいきさくら、1週間ずっと行って、どういうことが行われていて、どのぐらいの参加人数なんだかという現状も、まず知っていただければというふうに思います。

次に、障害福祉の分野に入ります。

障がいのある人もない人も共に生きる大玉村づくり条例が制定されて2年が過ぎました。条例では、村民がお互いに支え合う仕組みを構築することを目的としていますが、支え合う仕組みを構築するために行われていることは何か伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

住民の方の障害に対する理解を深めるということかと思います。そのことにつきましては、この条例を制定した際に、障害についての取組、それについて村のホームページで周知を図ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 周知を図っただけということになるんでしょうか。この条例の中では、村の責務、住民の責務、事業者の責務、それぞれ明記されております。合理的配慮の提供、差別の解消、これら取組をそれぞれに条例の中では示されているわけですが、では、一体合理的配慮というのはどのようなことを指すのか。差別を解消する、これはどういうことなのか。理解して村民それぞれの事業者、理解されているのかどうか、私には甚だ疑問であります。合理的配慮とは、実際問題、私もどういうことなのか、具体的なことを聞かれれば分からなくなってしまうかなというふうにも思います。これらをこのホームページで周知していますよ、それだけではなくて、いろいろな取組、イベントなどを通じて、もっともっと村民への理解を深める対策を進めるべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

合理的配慮ということでございます。いろいろと負担にならない程度、その事業者であったり、村民の方が負担にならない程度の配慮ということでございます。そのことにつきましては、例えば今まで段差のあった出入口であったり、そういったものにスロープをつけたり、また、私もテレビのニュースで見たところでございますが、机、食事する場所が座敷しかなかったり、そのお店はとてもおいしい店で、行きたいんだけども座敷しかなくて車椅子で入れないとか、そういったところの方々に対して配慮するようなことを求めたりというようなことが必要なのかなと思います。

後段、議員さんおっしゃるように、今言った合理的配慮とはどんなことかということで、具体的に事例等を含めて、ホームページなり広報等でお示ししていかなくてはならないというふうに改めて思ったところでございますので、今後またその周知方法、周知内容について検討しながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 令和7年度合併70周年記念として、様々な式典、イベントが行われるというふうにも先ほど来伺っております。そういう機会を捉えて、こういう部分でもPRをすべきだというふうに思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたい

いというふうに要望をいたします。

次に、健全な健康な日常生活を送るためにということで、心の健康についてであります。これは大人に限ったことではなく、子どもたちの中にもつらい思いを様々抱えている子どもたち、いるのではないでしょうか。つらい思いを少しでも軽減させるためには、心の声を吐き出せる場所、聞いてくれる大人の存在が大切です。いろいろな気持ちを抱える子どもたちへの支援体制、仕組みはどのようにつくられているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 近年の社会環境の目まぐるしい変化によりまして、子どもたちの日常生活にも大きな影響を及ぼしているということは承知してございます。こういった様々な環境に置かれ、悩み苦しんでいる子どもたちが安心して暮らせるように、地域で様々な機関等と連携しながら、見守り、支える仕組みや環境づくりに取り組んでいく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 様々な機関との連携をしながら取り組んでいく必要があるというふうに考えているというふうな答弁でありましたが、具体的にはどのようなことが行われているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

今までお話をありましたとおり、本当に子どもたちの置かれた状況は大変変化しております。生活習慣の乱れであったり、不登校の問題、そして児童虐待の問題、児童虐待の中でも、親御さんたちのトラブルに子どもたちが巻き込まれる、面前DVなどという事例も大分多いような状況になってきているところです。

具体的に学校で取り組んでいることといたしましては、心のケアをするということが学校における危機管理の一環というふうなことで位置づけをして、日頃から学級担任、あるいは養護教諭などを中心としたきめ細やかな健康観察等を実施するとともに、子どもが示す心身のサインを見逃さないようにして関わりを持っております。状況に応じて、学校に配置しておりますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらには村の福祉部局と、あるいは医療機関、児童相談所、そういったところとも連携しながら、子どもだけではなくて、その保護者の方々の支援についても取組をしているところであります。保護者の皆さんとの信頼関係、連携ということはもちろんありますけれども、といった中で、やはり地域の皆様にもご支援いただくということ、大変大切になってくるというふうに捉えております。

また、不登校の状況も大分、今現在増加傾向にあります。本村におきましては、適応指導教室を設置し、その充実強化に努めているところであります。

また、今年度から新たな取組として、中学校への登校を促すために、中学校の空き教室を利用した教室の開設、あるいは指導員と学校の教職員、そして教育委員会がチ

ヤットなどを使いながらリアルタイムでつながって情報共有をして、子どもたちに寄り添う対応ができるように努めているところあります。

そのほか、国・県あるいは各種団体が進めております相談窓口の周知であったり、また、中学校においては、それと似たような仕組みを何とか学校の中でやれないかなっていうような試みにもチャレンジしているというところがあります。

こうした取組を今後も継続、発展させながら、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、今後もよりよい環境づくりを目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

学校の中での様々な支援体制というのは、だんだん充実してきているのかなというふうに思っておりますが、この心に悩みを持つ子どもたち、そういう子どもたちばかりではなくて、全ての子どもたちが安心して過ごせる場所、先ほど教育長のほうからも、地域の皆さんとの協力、連携というお話をありました。学校以外の場所での子どもたちの居場所、これをどうやってつくっていくのかというところも、今、重要なっているのかなというふうに思っています。

子どもの居場所づくり、これにも取り組むべきというふうに思っておりますが、各地で子ども食堂というのが行われています、子ども食堂が始まった当初は、子どもたちの、なかなか満足に食べ物がという部分がございましたが、今はもう子どもの居場所づくりということがメインになっているのかなというふうに思っています。これらの子どもの居場所づくり、これをどのように村は考えるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

議員おっしゃるように、最近の子ども食堂につきましては、子どもの居場所ということで、近隣それから県内各地で行われております。そういったものを村内にも必要であるというふうには考えてございますが、今後検討していく必要があると、検討していくかなくてはならないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 様々な課題について取り上げてまいりました。これら課題解決については、行政だけで取り組む、それにはかなりの無理があるというふうに思っております。

厚労省では、地域福祉計画は地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制などについて、関係部局はもとより多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し計画的に整備していくこととしております。

まさに共生社会の実現を目的とした地域福祉計画であるわけですから、村民が計画

策定そのものに関わるのは当然でありますし、多くの村民が関わって課題解決に取り組むべきものというふうに思っております。社会福祉法に示されている地域福祉計画でも、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進というものをうたっております。住民をどのように参加させるのか、これらについてどのように考えていらっしゃるのか、村長に伺いたいと思います。

○議長（押山義則）　村長。

○村長（押山利一）　11番議員さんにお答えいたします。

今、るるいろいろとご指摘がありましたが、国のはうの机上の論理が大分入ってきております。実際、各自治体によって状況は全て違いますので、その自治体に合った方法を取っていかないと、全てを網羅するというのは人的にも資源的にも難しいかなというふうに聞いてはおりましたが、やはりそれは対応しなければならない分野ではあることは間違いございませんので、例えば子ども食堂の場合には、子育て支援センターができた暁には、そこに設置をしたいなと考えていますし、玉井地区については、今、農協前の施設が活用できるのではないかとか、たまちゃん食堂を子ども食堂に夕方するとかというようなこともできないこともないかなというふうに考えていますので、これは職員が対応するというのはとても無理なことですので、先ほどから言われているように、村民の皆さんに協力をいただきながら進めていくと。

特に子育て支援センターについては、職員をいっぱい張りつけることは無理ですので、ベテランお母さんの力をいただいて、いろいろと産前産後等の相談に乗っていただいたり、それから、各種図書のボランティア等についても入っていただいて、子育て支援センターについては、大玉村の住民参加のモデル的なものになればいいなと考えています。ただ、言うは易し行うは難し、大玉の場合にはなかなか住民の皆さんがそこに思いが及ばない、多くの方がですね、という方が、ですからボランティアをやっていただく方、どこ行っても同じ方がボランティアをやっていただいていると。非常に過重になっておりますので、これから我々がやるべきことは、やはり新たなボランティアの開拓ということを、これ必須だなというふうに考えておりますので、今、いろいろとご指摘のありましたことについては、庁内でしっかりと議論しながら、特に独り暮らし高齢者の孤独死、これからどんどん増えていくだろうと考えています。老老世帯の問題もあります。これはやっぱり待ったなしの課題だなと。その場合に、その方たちをどういうふうに、例えば亡くなったり、孤独死をした方、どういうふうにしていくのかということも、やはり行政としてはしっかりとルールというか手順を決めてしっかりと対応していかなければいけないなというふうにも考えていますので、一つ一つ、今、お話があったのは膨大な対応になりますので、一つ一つしっかりと対応について協議をしながら、そして各関係機関がありますので、各協議会等で、単なる会議ではなくて、新たなものに取り組むにはどうしたらいいのかというような議論も含めて議論を深めていただいて、実際に協力をいただきながらやっていくということも不可欠だろうというふうに考えていますので、これから……。

あと、もう一つは自主防災組織、これは防災組織というものの、自助・共助の見本

的なことになりますので、無理のない範囲で、その横のつながりを地域の共生のため
に活用、やっていただけるんではないかという部分もありますので、その辺も含めて、
しっかりと一つ一つ実現に向けて対応していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 次の質問に入ります。村内の空き家対策について伺います。

空き家の問題は、全国的にも大きな問題となっております。所有者の管理が行き届
いているところもあれば、手入れがされず放置されているような状況も見られます。
空き家とはいえ大切な財産ですし、有効に活用されるべきと思います。

空家対策の推進に関する特別措置法から見る空き家の定義は、居住、その他の使用
がなされていないことが常態である建築物のことを指し、具体的には1年間を通して
人の出入りの有無や、水道、電気、ガスの使用状況などから総合的に見て、空き家か
どうか判断するとされています。まずは、村内に空き家がどれだけあるのか、管理さ
れているのかなどの実態を把握すべきだと思いますが、把握は行われているのか。

令和2年3月に大玉村空家等対策計画がつくられています。この中では、空き家の
確認件数65件との記述がありますが、令和2年以降、空き家の状態は変化している
のか、調査の状況を伺うとともに、この計画は令和6年度が最終年度となっておりま
すが、次の計画策定に向けて取り組んでいるのかも併せて伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、令和2年の調査が最終年になります。これにつきましては、
前にも申し上げましたとおり、平成2年度に各行政区長さんにご協力をいただきまし
て、村内全域の空家実態調査を実施いたしました。その後は、地域おこし協力隊によ
ります補完調査を令和2年度まで行い、現在に至っているということでございます。
このため、令和2年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延により
まして、全体調査であったり追加調査というのは実施をしておりませんでしたが、そ
の後、担当におきましては、調査の方法等について随時検討を進めてきたところでござ
います。今後におきましては、住宅地図を作成している業者のデータの活用と現地
調査等の補完調査を行うなど、村内全域の空き家調査の実施を予定しているところで
ございます。

なお、このたびの補正予算におきまして、空き家情報データ使用料を計上させてい
ただいているところでございます。これによりまして全数調査を行った上で、どうい
った空き家が存在するのか、その実態を把握した上で、令和6年度中にそういった次
年度以降の計画を取りまとめる予定をしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今年度、調査を行うということですので、また新たな実態
が見えてくるのかなというふうに思っておりますが、村には空き家バンクというもの

がございますが、現在5件の登録というふうにホームページ上では見えます。さらに、その5件全てが利用されています。マル済という表示がございますが、この制度が始まつてどれだけの登録があったのか、登録するにはどのような手続が必要か、また、これを利用したい、このときにはどのような手續が必要なのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

空き家バンク制度、これはおっしゃられたとおり令和元年度に始まりまして、現在まで5件の登録、これは累計になります、創設以来5件の登録がございましたと。

具体的な手順といたしましては、まず物件を登録したい方、この方が村に登録申請書を提出していただきます。その後、福島県宅地建物取引業協会安達支部に加盟いたします宅建業者9者の中から、安達支部内の協議によりまして当該物件の担当業者が選定されます。さらに、物件の確認や調査を経まして、大玉村のホームページ内の空き家バンクのページに情報提供を行うという、そういう流れになります。

また、当該物件を利用したい方につきましては、村に利用申請を提出いただきまして、その後、担当業者であったり、所有者との協議を経て、条件が整った場合には本契約を結び、その時点で登録物件が活用されるというふうな流れで手續を取ってまいります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 元年からの登録、もう既に6年であります、5件というのはいささか少ないのかなというふうに思っております。以前からなかなか村内の空き家、こういうところに登録したくないという人が多いというお話を聞いているところですが、もう少し積極的な取組も行われるべきなのかなというふうにも思っております。

この空き家、やはり財産であります。財産でありますので、しっかりと管理がなされれば有効な活用が見えるのかなというふうに思いますが、反対に管理の行き届いていない空き家、これは周りに暮らす皆さんにとっては迷惑な建物というものになってしまう場合があると思います。ハクビシン等の獣のすみかというふうになって、近隣の農地を荒らす要因となる、そういう場合や、手入れがされていないために、周辺にいろいろなものが飛散してしまう、このような状態にある空き家もあるのではないかというふうにも思います。また、火災、これを心配する声もあります。これらへの対応も緊急の課題だと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員おっしゃられるような空き家が存在するといった場合については、やはり緊急の課題であるというふうには認識をしております。また、以前の一般質問でも答弁申し上げましたが、空き家の管理につきましては、第一義的には所有者の管理の下に行われるべきであるというふうに思っておりますし、行政の介入につきましては、原則としまして、相続等で所有者が不明な場合、こういったやむを得ない場合のみ限定す

べきものというふうには認識をしているところでございます。

また、代執行手続等もございますけれども、空き家の除去を行うことについては法律上可能ではございますけれども、この場合につきましても、最終的にその費用については、あくまでも所有者に負担を求めるというふうなことになりますので、この代執行に当たりましては慎重に判断すべきものというふうに考えているところでございます。これらの所有者の責任において適正管理が行える仕組み、そういうしたものについても、今後検討が必要であるというふうには認識をしております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 空き家の管理そのものはもちろん所有者の責任で行われるべきであります。いろいろな状態を見て、村が所有者としっかりと連絡を取り合うなどということも必ず必要となってくることかなというふうに思っております。このあたりも取組を進めていただきたいというふうに思っております。

先ほど来、空き家の取壟し、代執行をした場合での管理者のほうに請求が行く、それは当然なことでありますが、取壟し、それに改修には大変な費用がかかります。現在、村で行われている空き家改修への支援、これは賃貸を目的にした改修の場合、2分の1補助で上限100万円というものでありますが、改修だけではなくて、空き家の解体、除去への支援というのも行っている自治体、県内でもいろいろとございます。お隣の二本松市では、解体費用の2分の1、上限50万円、本宮市では同一敷地に建て替えの場合、最大80万円の補助があります。これら少しでも補助があれば、空き家では、ちょっと解体を考えてみようかという所有者もいるのかなというふうにも思いますが、村ではこの解体に対しての補助をつくれないのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、空き家の改修の補助でございますけれども、これは移住者もしくは移住者に空き家を提供するために空き家の所有者が行う改修に際しましては、補助率2分1、最大100万円。さらに地域おこし協力隊の定着を図る目的で、地域おこし協力隊員もしくは地域おこし協力隊員に空き家を提供する所有者が行う改修に際しましては、補助率10分の10、最大200万円を現在助成しているところでございます。

また、この改修に際しまして、村内事業者を利用された場合については、それぞれ10万円を加算し助成をしているという内容でございます。

一方で、老朽化した空き家の除却に対する補助制度につきましては、先ほど議員からお話がございましたように、現在、県内では19自治体ほど事例があるようでございます。あくまでその空き家の所有者と連絡がしっかりと取れるという前提ではありますけれども、村では現在、この制度について持ち合わせておりませんけれども、管理が不十分な空き家の抑制あるいは解消、生活環境の保全を図るために有効な施策でありますので、先ほどお話がございました他の自治体の例も参考にしながら、創生に

向けて前向きに検討させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ぜひとも早い段階でこの除却の費用、これに対しての補助制度をつくっていただきたいというふうに思っております。期待しております。

この空き家問題でありますが、今後より深刻になり、より一層の対策が必要となる分野ではないかというふうにも思っております。令和2年度の調査で65件というわけでありますから、それが増えているのか減っているのかはまた別として、かなりの件数に上っているわけですので、大きな問題になることは明らかであります。

これらの対策を具体的に進めるために、これはやはり専門性を持った人が取り組む必要があるのではないか。大玉村、少ない職員数で様々な仕事を進めなければならぬということはよく理解しているところですが、このしっかりとした体制をつくって対応すべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 11番議員さんにお答えをいたします。

本村の職員の状況、今お話しidadきましたとおり十分ご理解をいたいた上でのご質問で、私が答弁させていただくのは大変恐縮なんですが、今お話があったとおり、本村におきましては一般職員104名、このうち保育士4名と幼稚園教諭14名、それと保健師4名の専門職22名を除きますと、残りの82名の職員が多様化する一般行政事務に従事をさせていただいております。

このように、本村のような小規模自治体におきましては、全ての部署に専任職員を配置することもありましたり、専門的な部署を設けることは大変困難な状況でございますので、今現在におきましては、同様に複数の業務を担当しながらその職務に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） そのような答弁というふうに予想はしておりましたが、なかなか……、それはよく理解します。ただし、国全体としても、この空き家問題というのは大きな問題であるという認識を持っているところでありますので、いろいろな機関と連携をしながら、しっかりとした取組を進めていっていただきたいというふうに思います。

村民が安心して暮らす村、これをつくっていくには、村民自らが参加していくこと、これが大切なことだというふうに考えております。あらゆる場面に村民が参加できる、先ほどボランティアの数が少ないというお話もございましたが、あらゆる場面に参加するためには、まずそういう場面があるということを知ることができる機会がどれだけあるのかというところも問題になってくるのかなと。村民同士が意見を交わせる場、行政についていろいろなことを質問できる場、そういう場がもっともっと必要なのではないかというふうに思っております。ここ数年、少しずつではありますが、皆さ

んのご意見お聞かせくださいというような場面をつくられてきたというふうにも思っておりますが、いろいろな角度からのテーマを設けて意見交換ができる場、これらをもっともっと広くつくることも大切なことではないかというふうに思っております。村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

住民の皆さんのお声をお聞きしながら、そして協力していただくことをお願いすることは従来もやってきておりましたが、昨年度、住民懇談会を各施設で実施をしました。ただ、ほとんど出席をしていただけない。コロナで、ああいう場所に集まつてきて集会でいろいろと懇談をするということが、3年、4年できなかつたこともありますので、そういうのがまだ続いているのかなというふうには感じましたが、回数をやつた割には、1か所で少ないところは5人、6人とか、今日は15人来たぞ、すごいぞというような状況の中で懇談会を繰り返してまいりましたので、その流れはそう変わらないだろうということで、今年度は、各団体とか各組織と個別に意見を聞こうということでやってまいりました。各幼稚園、小学校、中学校のPTAの役員の皆さんと、それぞれ個別に5回、1回ずつ5回の懇談をさせていただいてお話を伺つたり、先々週ですか、先週でしたか、村の建設業協同組合の皆さんと懇談をさせていただいてご意見を伺つたりということで、それから、高齢者のほうの老人クラブの会長さんたちとの懇談とか、今言われたように各種、各層の皆さんと、やっぱりそうすると集まつていただけますね、団体の場合は。ですから、そういう形で今年度は、これからもできるだけいろんな団体と協議、懇談をして、村民の皆様の団体の意見をお聞きして、それをしっかりと行政のほうに生かせるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 村政懇談会の参加者数が少なかつたというのは聞き及んでいるところですが、それにもめげず、参加者が爆発的に増えるということはそう期待できることではないので、様々な組織、団体との懇談も結構でございますが、そこに属さない皆さんというのも十二分に、そういう団体に属している皆さん以上にいらっしゃるわけですから、そういう皆さんのお声をどうやって吸い上げていくのか、住民参加をどうやって促していくのか、10年、20年先の大玉村づくりを見据えた取組、住民の皆さんと一緒につくる大玉村をこれからも進めていっていただきたいというふうにお願いをし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで議長からお諮りいたします。

議事の進行上、本日の会議時間をあらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認め、会議時間を延長することにいたします。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後4時10分といたします。

（午後3時55分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後4時10分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 3番菅原貴子君より通告がありました「役場庁舎等へのエレベーター設置計画は」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菅原貴子） 3番菅原貴子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました2件についてこれより一般質問させていただきます。

初めに、役場庁舎等へのエレベーター設置計画をお伺いします。

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律が平成18年、2006年12月20日に施行されました。村でも高齢化は進んでおり、会議や傍聴等で役場庁舎を訪れる高齢者や障害者等の利便を図るため、エレベーターの設置はお願いできないでしょうか。

昭和36年建設の役場庁舎、63年経過しておりますが、建て替えの具体的な計画はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

本村が所有、管理を行います公共施設につきましては、さきの議会でも申し上げましたとおり、修繕等を行いながらできるだけ長く利用していく方針でございます。

ご質問の役場本庁舎につきましては、東日本大震災の発生後となります平成24年度に、約1億5,000万円を投じまして、補強であったり修繕等の改修工事を行いましたので、現時点におきましては役場庁舎を建て替える具体的な計画は立てていませんところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 庁舎の建て替えが行われない、改修しているのまだまだもつとうことは十分分かりますが、庁舎の建て替えまで、役場庁舎やほかの施設を訪れる高齢者や障害者等の利便性を確保するため、現庁舎にエレベーターの設置を検討しているか伺いたいところですが、いろいろ私も調べさせていただきました。以前にもエレベーターをつけてくださいという質問は出たということも聞いております。

立派なエレベーターでなくてもいいと思うんです。家庭につけるホームエレベーターという小さなものがあります。二、三人乗りなんですけれども、それならば、それほど財政的にも負担はかかるないし、もしそれが駄目であるのであれば、手すりにつける椅子型の昇降機というのもあります。何かの形で2階に上がるような形を実現

していただきたいなと私は考えております。

この質問をつくるに当たって、老人会などの集まりで、役場などの2階に上がるのには大変だ、エレベーターが必要だという声が多く聞かれます。議会の傍聴者からも同様の声が聞かれております。今後ますます高齢化は進みます。ぜひともエレベーター設置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

今ほど議員さんおっしゃられたとおり、過去に何度か同じような質問をいただきまして、答弁をさせていただいた経過がございます。その際にも申し上げましたが、まず本庁舎へのエレベーター設置、これに関しましては検討をさせていただいた経過がございます。その際には、設置場所の問題、さらに、庁舎を支えるH鋼の柱でありましたり、プレス、これは横揺れを防止するような金具でございますけれども、そういったプレスを間引きしたり、または移動したりできないといった、この役場庁舎の構造上の問題によりまして断念したところでございます。

さらに、手すりを利用したエスカレーター的なもの、これについていろいろとご質問いただいた中で検討させていただきましたが、やはり手すりの構造上、これはかなり強固なものに付け替えをする必要がございまして、これにつきましてもやはり断念した経過がございます。

そして、ホームエレベーター的なものということでのお話、ご提案もございますけれども、これは中に設置することは構造上かなり難しいところがございまして、以前は外部に設置をしてはどうか、表に設置をしてはどうかというふうなご提案をいただきました。これはあくまでも法律であります消防法上の問題で、今、現庁舎の面積を増築する、そういった場合につきましては、法律上、役場庁舎の中に消火栓であったり、あとはスプリンクラーの設置が必要ですよというご指導をいただきまして、これについてもかなりの投資が必要、または庁舎内のまた壁であったり、天井を外した上の改修が必要ということで、これもやはり断念をした経過がございます。

そうはいいましても、そういうご要望がございますので、再度建築士による検討はさせていただきますが、改修についてはかなり問題点が多く課題が多いということでご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） いろいろとご検討をいただいているようで感謝申し上げます。老人、高齢になった皆様にも、健康で階段が上れるように頑張ってもらうように伝えておきます。

次に、住民票、戸籍謄本等のコンビニでの取得を可能にできないかについて伺います。

本年4月1日から、不動産登記法の改正により、相続登記が義務化されました。この法改正は、相続登記がなされないため所有者不在の土地が多くあるという問題があ

り、公共事業の妨げになるだけではなく、長い間放置されることで雑草の繁茂やごみの不当投棄、不法占拠などの問題が生じ、治安や公衆衛生に悪影響を及ぼすことから改正されたものです。所有者不明の土地は、日本の国土の24%にも上ると言われており、これは九州全土の面積を上回ります。村内でも相当数あるものと思われます。

また、県内の半数を超える村、具体的には福島県内15村のうち、西郷村や玉川村など、8つの村では既に相続登記に必要な住民票や戸籍謄本がコンビニで取得可能となっています。村の対応状況をお伺いいたします。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 3番議員さんの質問にお答えいたします。

本村の窓口での本年4月から9月末までの住民票の交付件数につきましては1,959件、戸籍証明書の交付件数は1,438件であります。また、昨年度、令和5年度の住民票の交付件数は、同時期の比較になりますが、住民票については2,084件、ちなみに年間でいくと4,344件になります。戸籍証明書の交付件数につきましては、同時期で1,205件、年間では4,302件となっております。

半年間の単純比較になりますが、住民票につきましては125件の減少、戸籍証明書につきましては233件の増加になっております。

以上です。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） まだまだこれらの義務化が周知されていないこともあります
が、この相続登記の義務化は罰則規定があります。10万円以下の過料がありますが、
3年間の猶予があります。今後相続登記をする方が増えてくると思われます。勤務の
都合から役場に来られない方、または村に本籍を置きながら県外に住む方が、登記の
ために戸籍証明書等を取得する際の利便性、一方で村窓口の負担軽減のためにコンビ
ニでの取得を可能にできないか伺います。

地方公共団体情報システム機構のホームページでは、令和4年度までにシステム対
応をすると、以後3年間にわたり諸費用の2分の1、6,000万円を上限として特
別交付税措置がされることになっていました。現状でも特別交付税措置はあるのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

導入につきまして、特別交付税の措置というのを、現在も続いているところではござります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） たしか令和7年3月で終わるはずです。それに代わるものとして、
デジタル国家構想推進交付金というものが新たにつくられ、経費の2分の1を上限と
して交付されることになっており、これを活用してコンビニでの取得を可能にするよ
う検討していただきたいと思います。

なぜ私がこのような質問をしているかといいますと、1つは、コンビニでの従業員

さんの素朴な疑問からでした。コンビニの従業員さんから、なぜ大玉村は戸籍謄本のコンビニ交付ができないのかと、自分たちが怒られると、取りに来た欲しい人から言われて、僕たちはどうやって答えればいいんだ、あなた何とかしてくださいということから、この質問をさせていただいております。

特に、この政策ができてから14年たちます。14年前にこれをやってくださいということになっていたんですが、14年間、いろいろ事情があったとは思います。これをやることで、村は多少なりとも出費は増えると思いますけれども、これからのことを見て、補助金があるうちに何とか導入していただければうれしいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

今、先ほどコンビニの店員の方から素朴な疑問ということでございました。村として導入するためには、既存住基システムの改修や連携サーバーの構築費など、初期導入費用、連携サーバーの年間保守料や、システムを利用するための利用件数に応じた利用料や委託料などの運営経費というものが発生してまいります。そういうことから、また導入後に発生する障害その他、そういうシステムの問題、また、先ほど申しました改修費、そういうことを考慮しまして、現在導入に至っていないというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 経費がかかるということは十分分かりますが、いずれやらなくちゃいけないことじゃないかと私は思います。そのときに、もう補助がなくなってしまってはとても大変なことになると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 3番議員さんにお答えいたします。

役場窓口以外でも、広域交付の制度を利用して、役所の執務時間に限られますが、戸籍に限らず、他の自治体窓口におきましても、住民票や戸籍謄本の取得ができるようになってございます。村民の皆様が執務時間外である休日や夜間に取得ができるコンビニ交付のメリットも承知しておりますので、現在国が進めておりますマイナンバーカード利活用の拡大に向けたコンビニ交付の活用も含めて、今後も検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 当面は無理ということで、聞かれた場合はお答えしてよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） システム改修等々ございます。そういうこともございまので、今日の明日、またこの4月からというのもなかなか難しいところでございます。

す。そういったことも、時間のかかるもの、そして、その他も含めまして検討を進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 重々理解させていただきました。大変だとは思いますが、県内の15村のうちの半分以上が導入しているという現実もあります。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（押山義則） 以上で、3番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時27分）